

令和2年度 あさぎり町議会第13回会議会議録（第26号）						
招集年月日	令和3年3月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年3月11日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和3年3月11日 午後5時39分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	12番 溝口峰男		13番 森岡勉			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	農林振興課長補佐	鬼塚拓夫	○
	副町長	加藤弘	○	〃	早田愛一郎	○
	総務課長	土肥克也	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	総務課長補佐	荒川誠一	○	商工観光課長補佐	山口和久	○
	総務危機管理監	橋本啓之	○	建設課長	大藪哲夫	○
	企画財政課長	船津宏	○	建設課長補佐	酒井裕次	○
	企画財政課長補佐	沖松勝彦	○	上下水道課長	林敬一	○
	〃	林田孝功	○	上下水道課長補佐	中神啓介	○
	会計管理者	田中伸明	○	農業委員会事務局長	山本祐二	○
農林振興課長	万江幸一朗	○	農業委員会課長補佐	高田真之	○	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第26号）

- 日程第 1 議案第86号 令和3年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第90号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第91号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第86号 令和3年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第90号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第91号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について  
（提案理由の説明及び質疑）
- 

### 午前10時00分 開 会

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

#### 日程第1 議案第86号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第86号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算についてを議題とし、一般会計予算についてを議題とし、説明を求めます。企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） おはようございます。まず、企画財政課のほうから説明をさせていただきます。最初に説明に先立ちまして、企画財政課のほうから資料が4点ございますので説明をさせていただきます。今配信いたしましたのが企画財政課長名で出しております令和3年度の予算編成方針です。今回の当初予算書はこれに基づいて編成しておりますのでご覧いただければと思います。2点目は総合計画に基づく実施計画でございます。令和3年度から令和5年度までの3年分を、昨年度の計画をローリングをして作成しております。これについても資料をご覧いただきたいと思います。3点目はまちづくり基金の充当の一覧表です。まちづくり基金2億円、それから後に示しますふるさと基金の充当一覧表です。今回の予算において、両基金を歳出のどの事業に充ててあるのかを示しております。今回ふるさと基金につきましては、昨年度の1億円から1億3,000万円に増額をしております。それぞれの一覧表をご覧いただきたいと思います。4点目ですが、4点目は当初予算の性質別分類比較表でございます。若干説明をさせていただきます。歳入と歳出でございますが、まず歳入のほう、今お示ししているほうを見ていただきたいと思います。こちらは令和3年度当初予算と令和2年度当初予算を性質別に分類し比較したものでございます。昨年度との予算総額を比較して1億2,874万円の増額となったものでございます。上から町税に関しましては、市町村民税がやはり新型コロナウイルス感染症の影響で減少しております。地方譲与税、こちらにつきましては、454万4,000円の増額となったところです。その下の利子割交付金を初めとする交付金につきましては

おおむね前年と同様でして、地方消費税交付金につきましては、新型コロナウイルスの影響で4,290万3,000円の大幅な減額となっております。中ほど地方交付税のうち普通交付税が3,561万3,000円減額としております。これは地方財政計画等から推計し財源調整によるものです。それから二つ下分担金負担金につきましては、307万9,000円の減となっております。主な増減理由は右の欄に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。それから国庫支出金は増額となっております。大きな理由としては右の欄のとおりであります。その下、県支出金につきましても右の欄のとおり各項目の増額等により全体で2,739万の増額となっております。財産収入につきましては、素材生産売払収入の増、ふるさと寄附金は2億円を計上しておりますので、昨年より5,000万の増となっております。その下、繰入金につきましては、主なものとしましてふるさと基金繰入金を3,000万円の増、財政調整基金繰入金の7,000万の増。公共施設整備繰入金の6,100万の増となっております。繰越金につきましては、昨年度と同額としております。下の町債でございますが、ふれあい福祉センター等の大型事業が終了しておりますことによる減と、今年度は過疎計画が秋ごろ策定にずれ込んでおります関係で、例年の過疎債の額について減となっております。次に歳出です。次のページをお願いします。まず義務的経費が7,924万6,000円の増額となっております。義務的経費のうち新型コロナワクチン接種に伴う医師報酬等と公債費の増によるものです。次の投資的経費につきましては、普通建設事業費が先ほど申しあげました大型工事の改修等が終わり、令和3年度につきましては文化ホールや本庁舎の改修はございますが、全体として2億393万程度の減となっております。下のその他の経費につきましては、2億5,342万4,000円の増額となっております。物件費については、学校給食関係市が公会計となったことにより賄い材料が事業費に計上された分の増、給食調理配送等業務形態が変わったことによる増。ふれあい福祉センターの指定管理が始まること、ワクチン接種の委託料の増などがあります。下のほう補助費等につきましては、新型コロナ対応の商工業経営支援補助金などで、9,488万4,000円の増となっております。下から4段目積立金ですが、ふるさと基金積立金の5,012万の増などがあります。下から2段目の繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金の1,710万6,000円の減額等で減となっております。簡単ではございますが、令和3年度の一般会計当初予算の歳入歳出の性質別経費の説明とさせていただきます。それでは令和3年度の一般会計予算書について説明をいたします。それでは、一般会計予算書について説明をいたします。2ページからお願いいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為により地方債第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表、地方債による。一時借入金第4条地方自治法第235条の3第2項の規定による。一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定める。歳出予算の流用、第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年3月9日提出。次9ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。合計で4件269万3,000円を設定するものでございます。詳細は担当課より説明があります。次、10ページをお願いいたします。第3表、地方債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。現在予定しております起債は、番号1の臨時財政対策債が2億8,870万円。ほか9項目9億8,560万円。前年が11億9,370万円ですので、前年比2億810万の減となるものでございます。ここで136ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに、関する調書でござい

ます。真ん中の列、当該年度中起債見込み額9億8,560万円。当該年度中元金償還見込み額12億1,410万円でございます。当該年度末の現在高見込み額が107億2,116万8,000円となり、若干ですが減少する見込みです。次14ページをお戻りください。それでは、続きまして企画財政課所管分の説明をいたします。歳入からでございます。2枠目の地方揮発湯譲与税から、その下15ページ、16ページにかけて16ページの地方特例、地方特例交付金までにつきましては、令和2年度の実績見込みと地方財政計画での増減を見込みまして計上をしておるところです。14ページに戻っていただきまして、最下段の目1森林環境譲与税は、令和元年度から新たに譲与されているものであります。15ページをお願いいたします。4枠目の目1法人事業税交付金につきましては、法人事業税の一定割合を市町村に交付するもので、令和2年度から新規に計上しているものとなります。1番下の枠、目1地方消費税交付金につきましては、前年比4,290万3,000円となっており、新型コロナウイルスによる影響による減少となっております。16ページをお願いいたします。4段目の目1地方交付税でございます。普通交付税につきましては、40億8,408万1,000円の計上しております。令和元年度で合併算定替の特例が終了いたしまして、元年度から一本算定となっております。特別交付税につきましては、例年どおり2億円を計上したところでございます。次は、23ページをお願いいたします。最上段の目1総務費県補助金の説明の2行目、生活交通維持活性化総合交付金です。町内を走ります路線バスの赤字補てんの補助金となります。その下の土地利用規制対策費補助金につきましては、1万平米以上の取引があった場合の届け出る義務がございまして、その事務費の補助分です。25ページをお願いいたします。真ん中の枠目1総務費県委託金の節1統計調査費委託金ですが、令和3年度に実施される各種統計調査の委託金です。下の枠の上の段、目1財産貸付収入の節2その他普通財産貸付収入、説明の下の段の光ファイバー貸付収入ですが、町が設置しております光ファイバー網を民間企業にIRU契約により貸し付けておりますが、その貸付収入でございます。次に16ページをお願いいたします。上から2番目の枠の2行目の目2、物品売払収入は、テレビ放送の難視聴対策としての機器の売払収入です。その下の枠、目1指定寄附金でございます。令和3年度ふるさと寄附金につきましては、2億円を計上しております。令和2年度の見込みで2億2,500万円を超えておりますので、同額を計上したところでございます。下の枠の繰入金につきましては、財源不足の調整のため、目1財政調整基金繰入金を3億7,000万円としております。これは、先ほどもちょっと触れましたが、過疎債が本年は秋ごろに制定されるようにずれ込んでおりますために、過疎計画が固まるまで借りられない形となりますので、通常、例年過疎債でソフト事業に充てている部分などを財政調整基金から7,000万増額繰り入れとしております。次27ページをお願いいたします。1番上の段から目2まちづくり基金繰入金は2億円、昨年度と同額です。その下の目3ふるさと基金繰入金につきましては、昨年度は1億円を借り入れておりましたが、令和3年度は1億3,000万円を繰り入れ、寄附者の御意向に沿うよう、早期に活用をしているところでございます。また、特定財源の基金の用途につきましては、先ほど御説明いたしました別紙の基金の充当一覧表のとおりでございます。2番目の枠、目1特別会計繰入金は費目存知をしております。3番目の枠、目1繰越金の前年度繰越金は3億円としております。前年度と同額です。次、29ページをお願いいたします。2番目の枠、町債です。目1総務債として、節1臨時財政対策債2億8,870万円。これは、普通交付税の財源不足について地方が起債を起こして償還額に対して普通交付税措置を行うものでございます。1番下の民生債と次30ページ商工観光債の廃目につきましては、先ほども触れましたが、ふれあい福祉センターの改修やポッポ一館の改修終了等により事業がなくなっていることとそれから過疎ソフト債を今年は充てておりませんために事業が、該当する事業がないということで廃目としております。30ページの上段の枠の町債の合計欄でございますが、総額は9億8,560万円となりまして前年度と比較して2億810万円の減額となるものです。続きまして、歳出です。35ページをお願いいたします。歳出につきましても主なもののみを説明させて

いただきます。3段目の目3文書広報費ですが、広報紙関係の経費でございます。節11の役務費には、ドローン管理の経費を文書広報費で計上をしております。総務課で扱っておりましたが、再編に伴いましてこちらのほうで予算配分をしております。その下の節12委託料ホームページ管理委託料につきましては、ホームページのサーバー等を含む管理委託料となります。次の36ページ2段目の目4財政管理費でございます。節1報酬の補助金等審議会委員報酬につきましては、5名の委員さんにより各種団体補助金の妥当性の審議をいただいております。節12の委託料の財務諸表作成支援業務委託料。固定資産台帳システム保守委託料につきましては、地方公会計マニュアルに対応した固定資産台帳の整備と財務諸表の公表等を行うためのものであります。次39ページをお願いいたします。下の欄、目7企画振興費でございます。主に企画部門の人件費各種負担金等を計上をしております。節1報酬のまちづくり審議員報酬につきましては、20名で、地域の課題の調査、事業評価の外部評価など会議を計画いたしまして、本年度は、3年度につきましましては、区の統合に係る審議もお願いする予定としております。その下の男女共同参画推進懇話会委員報酬につきましては、令和3年度から企画政策課のほうで所管する予定としております。会計年度任用職員は産休代替職員の予定です。地域公共交通会議委員報酬につきましては、年4回の会議を計画をしております。40ページをお願いいたします。節12の委託料で、トータルシステム診断委託料を計上しております。財団法人に委託を予定して町の総合計画を策定する上での各課、各事業のそれぞれの計画等の方向性を一定の方向にまとめた上で全体調和を図って策定行く、策定していく手法を取り入れることとしております。節18負担金補助及び交付金につきましては、説明欄の3行目地方バス運行等対策補助金は、路線バスの赤字補てん分です。昨年度の実績額で計上しております。下から2行目のくま川鉄道経営化、くま川鉄道経営安定化補助金は、同じく昨年度実績で計上をしておりますが、本年度は昨年の7月豪雨で流出した第4橋梁の撤去、それから復旧費用の調査費用等の計上が予定されておりますので、わかり次第補正予算をお願いすることになるかと思っております。次の41ページをお願いいたします。説明欄の2行目のくま川鉄道再生協議会は、派遣職員の人件費分です。その下の欄、目8電子計算費です。職員が使用しているシンクライアント機器、行政電算システムの管理費を計上しております。節12の委託料の中で、自治体中間サーバープラットフォームの移行委託料がありますけれども、個人番号制度に係る、移行のための委託料となります。42ページをお願いいたします。1番上の欄、節18同じ節ですが、説明欄の2行目で、自治体中間サーバープラットフォームの利用負担金、同じものですがマイナンバーに係る全国プラットフォームシステムの負担金となります。43ページをお願いいたします。1番下の欄、目14基金費です。ふるさと基金積立金はふるさと寄附金2億円とその利子、まちづくり基金積立金は利子の分を積み立てるものです。財政調整基金積立金は、歳入で前年度繰越金を3億円計上しておりますけれども、その半分以上は事務的に財政調整基金に積み立てることとなっておりますのでその半分の1億5,000万と利子分を合わせて積み立てるものです。44ページをお願いいたします。目15地域情報通信基盤整備推進事業費は、光ファイバー、地デジの再送信、防災告知放送の管理経費を計上をしております。その二つ下の欄、目17ふるさと寄附対策費は、45ページにかけてふるさと寄附金を歳入で2億円計上しておりますけれども、それに対する返礼品の購入や発送の経費となります。経費の割合につきましては寄附額の66%程度となっております。45ページの2番目の欄、目18地方創生費は地方創生関係の管理経費で、節1報酬のまちづくり審議会委員報酬として、まちひととごとづくり推進会議及び総合戦略推進会議を計画をしております。総合戦略推進会議謝金につきましては、まちひととごとづくり推進会議の中に、産官学金労言という職種の方々を加えて、この報酬に該当しない5名の方につきましては、節7の謝金で支払うということとなっております。まちづくり審議員さんだけでカバーし切れない部分に対応していただくこととなっております。次の目19、地域おこし協力隊費です。このうち、節8旅費の普通旅費と、それから46ページの節13使用料及び賃借料のうちの会場使用料と駐車場使

用料の一部が、企画政策課分となりまして、協力隊員の募集に係る経費となります。全国的なイベントに参加して募集を行う経費です。その下の欄、目20総合戦略費です。課の再編に伴いまして総合戦略室は企画政策課の中で町長が政策を執行していく上での経費をこの費目で計上しております。夜間会議等の時間外、それから先進地研修、事業打ち合わせなどを要します旅費、書籍の購入等の消耗品等を計上しております。51ページをお願いいたします。下の枠で、統計調査費となります。目1統計調査総務費から52ページにかけて歳入で説明いたしました各種統計調査の委託金に見合う予算を計上しております。本年は経済センサスの調査の年となっております。次に118ページをお願いいたします。上から2段目の枠、公債費ですが、目1元金の長期債元金12億1,410万円。目2利子の長期債利子4,406万1,000円と一時借入金利子187万5,000円を計上しております。その下の枠予備費を、前年度と同額800万円を計上しております。1番下の最終行で、歳出合計110億530万6,000円となりまして、前年度108億7,656万6,000円としますと1億2,874万円の増となるものでございます。次に126ページをお願いいたします。126ページから135ページまでに、債務負担行為の調書をつけておりますので御確認ください。135ページをお願いいたします。債務負担行為の限度額の合計が17億6,047万1,000円です。前年度までの支出見込み額が4億9,914万5,000円。当該年度以降の支出予定額が12億6,132万6,000円となるものでございます。以上で企画財政課分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。続きまして総務課所管分の説明を行います。歳入予算でございます。16ページをお願いいたします。1番下の枠、目1交通安全対策特別交付金は、令和2年度までの交付額により見込んだ額を計上しております。次17ページをお願いいたします。2枠目の最下段、総務費負担金は、令和2年度までは熊本地震被災自治体への派遣職員の給与に対する派遣先からの負担金を計上していたものでございますが、令和2年度中途までの派遣終了により廃目となるものでございます。18ページをお願いいたします。最上段、目1総務使用料は、使用を許可する行政財産の使用料を見込み額により計上するものでございます。19ページをお願いいたします。1枠目の最下段、目5消防手数料は、権限移譲事務である火薬類譲り渡し譲り受け許可申請に係る手数料を受け入れるものでございます。なお、申請は不確定でございますので費目存置としているものでございます。21ページをお願いいたします。1枠目の最下段、消防費国庫補助金は、令和3年度での事業の実施はなく廃目でございます。2枠目の目1総務費国庫委託金、節1総務管理費委託金は、自衛官募集事務委託金を交付見込み額で計上いたしております。22ページをお願いいたします。二つ目の枠の目1総務費県負担金は、地方自治法に基づく県との職員の相互派遣、いわゆる人事交流での本町からの派遣職員の給与に対する県負担金を計上するものでございます。23ページをお願いいたします。目1総務費県補助金の説明欄1行目の権限移譲事務交付金は、令和2年度交付額に基づき算定した額を計上しております。24ページをお願いいたします。目6消防費県補助金には、球磨川の球磨川水系の流域における洪水による災害の防止または軽減を図る整備事業に対する補助金を計上しております。令和3年度におきましてはさらに事業費を拡大し、災害対応力の強化、向上を目指すこととしております。25ページをお願いいたします。2枠目の目1総務費県委託金、節4選挙委託金は、令和3年度中に任期満了となる衆議院議員の総選挙に係る県委託金を計上するものでございます。3枠目の目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入には普通財産の貸し付け収入を令和2年度の収入状況により見込んだ現年度分及び過年度分をそれぞれ計上するものでございます。節2その他普通財産貸付収入での説明の欄1行目の物品貸付収入は、町で使用をしていない物品の貸付料を計上するものでございます。26ページをお願いいたします。2枠目の目1不動産売払収入、節1土地建物売払収入は、費目存置でございます。27ページをお願いいたします。1枠目の目6、公共施設整備基金繰入金は、本庁舎外壁改修工事に充てるため、当該基

金を取り崩し繰り入れるものでございます。28ページをお願いいたします。最下段の目3、失礼しました。目4雑入では、説明の欄の上から4行目の雇用保険個人負担金、次の行の職員健診個人負担金は、収入見込み額を計上するものでございます。29ページをお願いいたします。1行目の施設光熱水費は、施設の使用に係る光熱水費を、令和2年度の実績により算定した額を計上するものでございます。2枠目の目1総務債、節2総務施設除却事業債は、上地区稚蚕飼育所解体工事費、旧須恵庁舎解体工事に係る設計及びアスベスト調査委託料に充てるため、節4消防債は小型動力ポンプ3台の更新、消火栓の設備、整備7基に係る負担金に充てるため、起債を発行するものでございます。いずれも合併特例債でございます。以上で歳入の説明を終わります。続いて、歳出予算の説明を行います。31ページをお願いいたします。まず、令和3年度の職員数及び給与費について説明いたします。令和2年度退職、令和3年度採用はともに8名で、令和3年度の職員数は令和2年度と同数の181名となるものでございます。また、令和3年度の再任用職員は10名を任用するものでございます。令和3年度におきましては、県人事交流、県研修、人吉球磨観光地域づくり協議会、くま川鉄道再生協議会及び社会福祉協議会にそれぞれ1名、計5名を派遣し、県からの人事交流、球磨郡介護認定審査会及び球磨郡障害認定審査会並びに福祉専門職にそれぞれ1名の計3名の派遣を受けることとしております。以上の職員の給与費を組織再編も踏まえ配置する各会計、各科目に計上していることから、各会計各科目での給与費の説明は省略させていただきます。それでは、目1議会費から説明いたします。おおむね前年度と同様の議会運営予算の組み立てとなっておりますが、常任委員会の減による議員報酬の減額、負担金率の改定による議員共済組合負担金の減額が前年度からの減額の主な理由でございます。32ページをお願いいたします。2枠目の目1一般管理費では、組織再編により財政課に移管する財政管理担当職員の給与費及び企画政策課に移管する男女共同参画推進懇話会に係る経費の組み替えにより減額となっております。一方、34ページをお願いいたします。節12の説明の欄、5行目の区長業務委託料は、委託料に係る消費税相当額を増額し、次の行の県電子入札システム導入支援業務委託料、及び節18負担金補助、補助及び交付金、35ページをお願いいたします。説明の欄1行目の熊本県電子入札共同利用負担金は、地方創生臨時交付金を活用し、電子入札システムを導入するものでございます。また、34ページにお戻りください。節13使用料及び賃借料の説明の欄、1番下の行、住宅借上料は、派遣職員の負担軽減を図るため、派遣先における住居として使用させる新規制度に係る経費を計上し、節18負担金補助及び交付金の、35ページをお願いいたします。説明の欄2行目の派遣職員負担金は、人事交流により受け入れる県職員の給与に係る負担金の見込み額を計上するものでございます。なお、県職員の受け入れ先は、財政課長補佐として仕官する職務に内定しているものでございます。職員研修につきましては、令和2年度によりコロナ、2年度においてコロナ禍により見送りました自治大学校入校を令和3年度に持ち越すこととしております。経費につきましては、前年度の実績により算定しております。次に、目2文書管理費は、前年度の実績により計上するものでありますが、その中で節11役務費において郵送料を事業間の調整、節13使用料及び賃借料においてペーパーレス会議システムを、システム使用料を企画政策課に移管したことにより、総額は減額となっているものでございます。37ページをお願いいたします。目6財産管理費では、庁舎、公用車及び普通財産など、所管する財産の維持管理に係る経費を前年度実績から見込んだ額を計上しております。その上で38ページをお願いいたします。節12委託料、説明の欄3行目の財産管理作業委託料で、新たに合併記念公園管理作業委託料を計上し、一行飛びまして設計委託料のうち旧須恵庁舎解体工事設計委託料及びアスベスト調査委託料として550万円を計上するものでございます。39ページをお願いいたします。節14工事請負費では、老朽化し未利用の、かつ今後も利用もしくは売却が不可能と判断する建物の解体工事費700万円。劣化度調査において、落下の危険性が高いと判定された令和2年、判定され令和2年度において設計業務を委託いたしました本庁舎外壁タイルを改修するための工事請負費6,100万円を計上するもの

でございます。なお、令和2年度において購入したドローンの管理につきましては、企画政策課に移管しております。42ページをお願いいたします。目9支所費は、支所運営に要する経費を計上しております。目10公平委員会、公平委員会費は、前年度と同額でございます。目11交通安全対策費では、交通指導員業務委託料に係る消費税相当額を計上し、加えて計上し、令和3年度においても6路線の道路中央線などの引き直し、カーブミラー8基の新設を行う工事請負費を計上いたしております。43ページをお願いいたします。目12防犯対策費では、防犯灯及び防犯カメラの維持管理と経常経費に加え節15工事請負費に、通学路への防犯灯の整備及び節18負担金補助及び交付金に、行政区からの申請に対応する防犯灯設置助成金を計上いたしております。なお、当目にはその他の特定財源としてふるさと基金を充当するものでございます。目13諸費では、説明欄記載の各負担金を計上するものでございます。前年度より減額となった理由は、人吉球磨広域行政組合人件費の減により負担金が減額となったものでございます。次に、目14基金費の説明の欄3行目公共施設整備基金積立金は、基金運用収入を積み立てるものでございます。46ページをお願いいたします。1枠目、最下段の目11庁舎建設費には、第2庁舎建設事業担当職員の時間外勤務手当及び関係機関との協議に係る旅費を計上するものでございます。50ページをお願いいたします。はい。2枠目、目1選挙管理委員会費及び目2選挙啓発費は、毎年経常的に要する経費を計上いたしております。目3衆議院議員総選挙は、令和3年度中に任期満了となる衆議院議員の総選挙執行に係る経費を、前回の実績をもとに積算した額を計上いたしております。51ページをお願いいたします。町議会議員一般選挙費につきましては廃目でございます。52ページをお願いいたします。下の枠、目1監査委員費は、昨年度と同様の運営内容で必要経費を計上しております。次に97ページをお願いいたします。目1消防総務費は、説明欄記載の負担金を計上いたしております。上球磨消防組合負担金が1,848万8,000円の増額となっております。これは建設、庁舎建設等公債費負担金の増によるものでございます。目2非常備消防費では、基本団員595名の報酬等消防団活動に要する経費を計上しております。令和3年度は活動資機材整備として、節17備品購入費において、小型動力ポンプ3台の更新を行うこととしております。なお、コロナ禍により、令和2年度から令和3年度に延期予定であった操法大会は、令和3年度においても中止となり、また、本来では、令和3年度開催計画でありました消防ラッパ吹奏大会も中止となっております。98ページをお願いいたします。目3消防施設費では、例年同様、施設の維持管理費に加え、水道配水管布設替に伴う消火栓設置、工期及び新設2基の消火栓設置負担金を計上しております。目4防災管理費では、引き続き災害に強い安全で安心なまちづくりを推進し、地域防災計画を確実に実行するための予算を計上しております。令和3年度におきましては、99ページをお願いいたします。節12委託料で、令和2年度のハザードマップ更新以降のリスク、大きなものとしたしまして、県管理河川の最大浸水想定区域の情報を追加更新する委託料を節17備品購入費では、計画的整備に加え、避難所用気化式冷風機、移動式野外用煮炊き釜の購入、また、令和2年7月豪雨災害を踏まえ、水防用大型土のうの追加購入と、節18負担金補助及び交付金では、断水時の飲料水を確保するための、貯水機能付給水管設置の設計に係る負担金を計上しております。次に給与費明細につきまして説明いたします。119ページでございます。まず、特別職における給与費明細でございます。各区分の職員数、給与費の総額及び前年度との比較は、表に示すとおりでございます。次、120ページをお願いいたします。次に、一般職でございますが、令和3年度からこの総括の表につきましては、会計年度任用職員を別表にし、それぞれの職員の職員数、給与費の総額及び前年度との比較を示すものでございます。120ページにつきましては、会計年度任用職員以外の職員を記載するものでございます。121ページをお願いいたします。この総括表は、会計年度任用職員の給与費の額を記載するものでございます。122ページをお願いいたします。給料及び職員手当の増減額の明細は、前年度からの増減を事由別に分類し記載するものでございます。123ページをお願いいたします。123ページから125ページまでは、給料及び

職員手当の状況について各表に定める事項を記載するものでございます。以上で、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 会計管理者。

●会計課長（田中 伸明君） はい。それでは、会計課所管分につきまして説明いたします。歳入からになります。25ページをお願いいたします。最下段の目2利子及び配当金ですが、各基金利子を計上しております。説明欄の財政調整基金から、次のページの次のページをお願いいたします。まちづくり基金までと特別会計の基金を含めて一括運用を行っております。運用益の総額を各基金の1日当たりの現在高で案分したものを、それぞれの基金利子として計上しております。令和3年度につきましては、2,204万8,000円の運用益を見込んでおります。次28ページをお願いいたします。1番上の枠の目1預金利子ですが、支払い準備金に余裕のある金額を短期の定期預金で運用しておりますが、昨年から金利低下がございまして、前年度比50%減で計上をしております。それから、次に最下段の目4雑入の説明欄の1番上でございます。各種保険料控除事務手数料ですが、これは、職員の給与から控除しております生命保険料等の事務手数料として保険会社から受け入れるものでございます。次、34ページをお願いいたします。歳入になります。総務費の目1一般管理費の予算となりますが、節10需用費の消耗品336万2,000円のうち110万円。二つ下の印刷製本費72万3,000円が庁舎の用度管理分として計上したものでございます。次36ページをお願いいたします。最下段の目5会計管理費では、会計業務にかかわる予算を計上しております。主なものとして職員の人件費のほか次のページをお願いいたします。節11役務費の通信運搬費、それから節13使用料及び賃借料のネットバンクサービス使用料は、会計事務で使用しているJAネットバンクサービスにかかわる費用、その上の口座振替手数料、それから窓口収納手数料は、金融機関における各種税金等の収納にかかわる手数料でございます。次の節18負担金補助及び交付金では、指定金融機関から会計課窓口が発出されている職員の人件費負担金を計上しております。会計課所管分につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） それでは、農業委員会所管分について説明をいたします。歳入から説明いたします。19ページをお願いします。上の枠、中ほどの目4農林水産手数料の節1農業手数料、上段の耕作証明等手数料につきましては、農家の耕作面積の証明や、農家台帳の証明等の発行に対する手数料で、1件当たり300円となっております。次に、24ページをお願いします。目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金。説明の欄の農業委員会交付金については、農業委員会等に関する法律第2条において、農業委員会の活動を支援するものとして交付されるものです。その下の機構集積支援事業補助金ですが、これについては、担い手の農地集積集約化を推進するため、農地の貸借及び利用状況調査等に対する事業に補助されるものでございます。その下の農地利用最適化交付金については、平成30年度から新たな制度に移行した農業委員会に交付されるもので、活動実績に応じた交付金と成果実績に応じた交付金が担い手への農地集積や、遊休農地の解消活動などを対象に算定されて交付されるものでございます。この交付金は、農業委員の活動実績に基づいて交付される性格のものでありますことから、農業委員さんの報酬の能率給に充てることになっております。その下、国有農地管理処分事業事務取扱交付金は、深田地区に2室ご

ざいます国有農地に対して、その事務管理等に対して交付されるものでございます。節2農業費補助金、説明の欄上から4行目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金につきましては、営農上や県景観上配慮すべき耕作放棄地を積極的に解消するために補助するものでございます。続きまして、28ページをお願いします。真ん中の枠、目2農林水産費受託事業収入、節1農業委員会費受託事業収入、説明の欄上段の農業者年金受託事業収入ですが、これは独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されるものでございます。その下の農業公社受託事業収入ですが、農地の売買事務など熊本県農業公社から委託を受けて行う業務に対して交付されるものでございます。次に、最下段雑入ですが、続いての29ページをお願いします。上の枠、説明の欄、下から2番目情報活動交付金ですが、これは全国農業新聞の普及活動に対して交付されるものでございます。以上で歳入についての説明を終了いたします。続いて、歳出について説明いたします。73ページをお願いいたします。目1農業委員会費、節1報酬の農業委員報酬は、委員26名分の報酬ですが、基本給と能率給を合わせた額となっており、農業委員会交付金と農地利用最適化交付金の額に応じた支給となっております。その下の会計年度任用職員は2名分ですが、1名分につきましては、農業委員会における窓口や電話対応、農地貸借や売買、それと毎月開催されます総会や土地利用状況調査に関する資料作成の業務を行い、もう1名分につきましては、農地中間管理事業の農地の集積業務を行うもので、歳入につきましては、農林振興課の予算で計上されております。その下のマイクロバス運転手報酬につきましては、各種農業委員の研修等における運転手賃金でございます。節8旅費の費用弁償ですが、これは農業委員の総会や各種研修等の費用弁償でございます。節11役務費、2段目の遊休農地確認調査手数料は、遊休農地利用状況調査時に支払われるものです。節12委託料は農地台帳システムの保守業務委託料です。節13使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、耕作放棄地解消事業時のアーム型草払い機などの借上料を見込んでおります。2段目の農政業務支援システム使用料は、農地地図情報システム使用料と、農地台帳システム使用料でございます。節18負担金補助及び交付金、説明の欄2段目の耕作放棄地解消緊急対象事業補助金は、10アール当たり2万円を10万円分と見込み、解消における費用、機械借り上げ料や土壌改良剤散布などの経費を助成するものでございます。74ページをお願いいたします。最後に、目2農業者年金事務受託事業費につきましては、歳入で説明しましたとおり農業者年金基金からの受託事業として必要経費を計上しております。その中で節10需用費印刷製本費ですが、6月と12月の年2回、農業委員会だよりを作成しております。こちらの経費に充てております。以上、農業委員会所管分の令和3年度当初予算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。17ページをお願いいたします。歳入になります。目1農林水産事業分担金、農業費分担金は、平成29年度町営土地改良事業における受益者分担金39万9,000円と、令和3年実施予定の須恵上代地区揚水ポンプの入れ替え工事に伴う工事分担金46万2,000円になります。次のページをお願いいたします。目4農林水産使用料、農業施設使用料は、当課で管理しております四つの農業施設の収入見込み額68万4,000円とあさぎり菓草合同会社からの菓草加工場使用料357万6,000円となっております。次のページをお願いいたします。目4農林水産手数料、節1農業手数料で、農業振興地域証明手数料といたしまして50件分の手数を計上しております。その下の林業手数料ですが町有林への入山手数料となります。21ページをお願いいたします。目5災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金は、令和2年7月豪雨により被災した林道大平線で、令和2年度に第1工区を発注し繰り越して実施をいたしますが、その第2工区を令和3年度事業として発注を行い補助金を受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金。それから中山

間地域等直接支払い制度推進費補助金。それから、中山間地域等直接支払い交付金につきましては、例年どおり実績予定額で計上いたしております。一つ飛びまして、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、個人13名それから夫婦4組の補助金と事業推進費3万円を含め計上したものです。次に、経営所得安定対策推進事業補助金は、地域農業再生協議会の事務費となりますが、歳出と同額となっております。となっております。次の多面的機能支払い制度推進補助金は、事務に要する補助金です。農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金は、経営転換協力金として6万円を計上したところです。次の多面的機能支払い交付金につきましては、国2分の1、県4分の1を合わせた4分の3の額となっております。次の環境保全型農業直接支払い推進費補助金は、事務費分となります。また、環境保全型直接支払い交付金は、環境保全効果の高い営農活動を行う団体への交付金で、日本型直接支払い制度の中の一つの事業となっております。次に、水田産地化総合事業推進費推進事業費補助金は、主食用米の生産状況の把握や、米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策との調整などの事務を進めるものです。となっております。次の農業農村整備事業推進交付金は、団体営事業における吉井地区配水炉改修と上代地区揚水ポンプ入れかえに伴う国県を合わせた合わせて受け入れるものになります。次の農業制度資金、保証料助成費補助金は、農業者が借り入れた新型コロナ対策資金などに対する保証料につきまして、県負担分を受け入れたものです。次に、節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金につきましては、シカ、イノシシ、サルなどの捕獲に対するもので、内訳として県単独事業分114万円と国の交付金732万円。それから造林事業補助金、間伐等森林整備促進対策事業補助金は、例年どおりで実績見込み額により計上をいたしております。次に、食べる竹・使う竹・魅せる竹生産事業補助金は、竹林整備を行う事業となります。次のページをお願いいたします。2段目の枠、目2農林水産事業費委託金、節1農業費委託金で、2行目の国営事業継続地区推進調査委託金は、農地利用状況調査を行うもの3万円と作物生育等の調査経費8万円となります。次ページになります。2段目の枠、目1不動産売払収入、節2その他、不動産売払収入の素材生産売払収入は、町有林の間伐等の売り払いにおける素材生産収入を見込んだものになります。次のページをお願いいたします。上段の枠、目5林業振興基金繰入金は、林業振興基金事業の中の特用林産物施設化推進事業として1経営体がタケノコ運搬機を導入されるものに対して税抜の2分の1を支援するものになります。次のページをお願いいたします。2段目の枠、目2農林水産費受託事業収入で、節2の農地中間管理機構受託事業収入は、農地中間管理機構から事務を受託しておりますが、27万3,000円を農林振興課所管、目11農地中間管理事業費の時間外手当などの事務費として、また、237万9,000円を農業委員会の事務費として受け入れるものです。次のページをお願いいたします。上段の枠、目4雑入で上から2行目の薬草加工場光熱水費につきましては、あさぎり薬草合同会社が薬草加工場を使用する際の施設光熱水費の負担分を受け入れるものです。また、下の枠、目6災害復旧費の災害復旧債の林業施設災害復旧事業債は、令和2年7月豪雨により被災した林道大平線にかかるものになります。次に43ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。なお、歳出につきましては、主なもの新たなものについて説明をさせていただきますと思います。目14基金費の1番下林業振興基金と次ページの上段にあります。森林環境譲与税基金積立金は、会計課長から説明がありました債券の運用益分を積み立てるものになります。45ページをお願いいたします。下段の目19地域おこし協力隊費ですが、現在農業支援センターにおいて農業関連に従事をいただいております1名分の経費、合計482万4,000円を計上いたしております。次に74ページをお願いいたします。目3農業総務費になります。ここからは、ここには職員の人件費や各種負担金を計上いたしております。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金につきましては、おおむね例年どおりの負担額となっておりますが、新規分といたしまして1番下の県国事業町村負担金は、令和3年度において球磨人吉市地域において新嘗祭が実施されますが、今回は錦町において開催してい

ただきますので、その分の経費の負担として48万6,000円を計上いたしております。次に、目4農業振興費になります。節7報償費の農業経営診断結果検討会謝金は、節12委託料の農業経営診断委託料として農業者の経営状況の把握、経営分析、経営診断を実施し、あさぎり町の農業経営の課題整理を行い、将来に向けた経営改善の指針を検討することとしておりまして、令和2年度に引き続き実施をいたしますが、診断結果を受け外部有識者9名の方への謝金となります。次の節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金は、JAと折半し活動しているものになります。それから制度資金利子補給費補助金は、昨年度より増額をしておりますが、新型コロナウイルス対策や令和2年7月豪雨により必要となった農家の資金の借り入れにより増額をするものです。実績見込み額により計上しているところです。それから、農業共済掛金、補助金、それから有機農業推進補助金は、町の単独事業といたしまして関係農家へ支援するものになります。それから、農業振興事業補助金3,032万4,000円は、所得要件の見直しや今後10年以上持続可能な、また後継者などがいるなど地域における担い手を対象に、新たな農業機械施設整備の補助事業として2,000万円と、それから国の農業次世代人材投資事業に該当しない親元就農者など、農業を開始した方々への支援事業として750万円。それに大豆生産拡大補助金として、生産経費の補てんを行う補助金として大豆の種子代の補助、それからライスセンターの乾燥調整の半額を補助するもの282万4,000円を計上いたしております。次に、獣害対策補助金は、町の単独事業として農家の方が実施する電気柵などの整備に対し3分の1の補助により実施するものになります。次ページをお願いいたします。最上段の農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者に対する補助金として、今回は個人13名、夫婦4組分を計上しているところです。次の地域の話し合い推進補助金につきましては、本年度は新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、今後の農政の核となる人農地プランの実質化を図るための地区での話し合いを推進するために、参加農家へ補助金となります。また農業支援センター運営費補助金につきましては、前年度より780万円ほど増額となっておりますが、支援センター労務員1名の増員分の人件費と大型特殊免許など農業関連に係る免許取得補助の増額分を含む部分で予算を計上しているところです。この負担金につきましては、次の農業制度資金保証料助成費補助金につきましては、産業活性、農業支援センター運営負担金につきましては、産業活性化基金を活用することとしております。また農業制度資金保証料助成費補助金につきましては、令和2年度から新型コロナウイルス関連などによる資金の借り入れで、必要となる保証料を県と町で一对一の割合で補助するものになります。次に、目5農業経営基盤強化促進対策事業費です。総合農政協議会を年2回予定しておりますが、36名分の経費と人農地プランの検討委員会で、年2回6名分の予算を計上いたしております。次の節18負担金補助及び交付金では、認定農業者協議会補助金を昨年同額としており、現在会員は305名となっております。また、認定農業者女性の会補助金についても昨年同額としておりまして、女性の会員は44名となっております。次に、目6農業後継者育成指導費になります。報償費から役務費及び備品購入費について、昨年度より実施をしておりますあさぎり中農業体験ラボの経費を計上いたしております。また、学童農園の委託料等、学童農園土地借上料は、農協、青壮年部、あさぎり支部、各小学校単位で借り上げをした農地作物を作付管理を行っていただいております。委託料と土地借上料を計上しているものです。それから、農業女性活動補助金につきましては、農業女性活動補助金といたしまして、農業女性の会へ補助金を支出しておりますが昨年度と同様同額ということしております。構成委員23名ということで活動されております。次のページをお願いいたします。最上段の目7農業生産総合対策事業につきましては、今年度は事業の取り組み要望がないため事業説明会等の旅費を計上いたしております。次に、目8水田農業経営確立対策事業費になります。水田活用に係る推進費となっております。節1報酬の水田営農推進協議会委員報酬は、委員数が102名ですが、全体会を2回、転作確認の現地調査1回の経費を実績に応じて計上いたしております。次に節18負担金補助及び交付金で、地域農業再生協議会補助金につきましては、

県補助金を経営所得安定対策推進事業補助金として受け入れ、同額を推進費補助金として地域再生協議会へ支出をするものです。次の需用時給適合生産推進事業費補助金は、先ほど歳入で説明をいたしました水田産地化総合推進事業費補助金から、20万円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や地域振興策との調整などを検討するものとなっております。目9農業施設管理費につきましては、農林振興課で管理しております町内の農業施設、農業公園等の管理経費と菓草加工場の管理経費も含め、計1名いたしております。節12委託料で5行目の設計委託料は、定住促進センター、内装、改修工事に係るもので、町の指定管理避難場に指定されておりますが、クロスなど内装と照明関係及びトイレの改修などを行うため設計委託を行うものです。次のページをお願いいたします。農産加工センター指定管理委託料と岡原農産物処理加工を施設指定管理委託料につきましては、契約額で計上したものです。2行目の天子の水公園管理委託料は、令和元年度に天子の水公園を守る会が発足し、花菖蒲園の植え替えを3年計画で行うための経費112万4,000円と年間管理委託料を含む経費となっております。それから節13使用料及び賃借料のテレビ受信料は、深田定住促進センターが災害時の避難施設となりますので、避難者へ配慮しテレビの受信料となります。また、冷蔵庫リース料は、深田ふれあい市場に設置しております冷蔵庫のリース料となります。それから、節17備品購入費は、もみじ館農事研修室のエアコンが老朽化によりまして更新を行うものとなっております。次に、目10畜産事業費になります。前年度予算並みの計上となっております。主なものとして節7報償費のうち品評会報償費につきましては、畜産農家の高齢化や農家戸数の減少により昨年度と比較し5万円ほど減額となっております。これは畜産農家が年6回競り市前に町の畜産センターで行う品評会や、郡や県九州の品評会の開催で、その出品する際の支援を行っているものになります。節18負担金補助及び交付金で、下から3行目の畜産振興事業補助金につきましては、家畜導入事業や保留事業などに取り組むものを実績により減額し、肥育農家が素牛を購入設置する際に、あさぎり町の子牛を購入した場合の補助金を増額しております。全体の予算額は、昨年度とほぼ同様ということで計画をいたしております。この補助金の中で一昨年ぶりに家畜導入に係る利子補給金を計上いたしております。次のページをお願いいたします。目11農地中間管理事業費につきましては、各地域において地域の話し合いを開催することとしております。昨年においては新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、令和3年度においては職員の時間外手当と県での協議のための旅費を計上し、財源を農地中間管理機構からの受託金や補助金を受託金を充て事務を行うものです。節18負担金補助及び交付金につきましては経営転換協力金となりますが、非の担い手の農家から担い手農家に貸し付け得られた場合のみ交付対象となっております。農地中間管理機構を通じ10アール未満までの農地を残して農地を貸し付ける貸し手に対して面積に応じて交付金が交付されるもので、一反当たり1万5,000円の交付単価となっており、確定見込み分の4反分を計上しているものです。次に目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、農業振興地域整備協議会を開催し、農業振興地域の計画策定変更などを行っており、年2回の会議を計画をいたしているところです。目13中山間地域等直接支払い制度事業費につきましては、あさぎり町内40集落で中山間地域直接支払い制度に取り組みれております。その推進協議会の委員の報酬と交付金の予算を計上いたしております。節18負担金補助及び交付金は、中山間地域等直接支払い交付金を交付対象農用地1,212ヘクタールに係る予算を計上いたしております。目14多面的機能支払い制度事業費になります。予算につきましては、推進補助金を使った事務費と交付金になります。次のページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金には、多面的機能支払い交付金の農地維持資源向上共同交付金と、資源向上の長寿命化交付金を計上いたしております。この制度につきましては、町を一本化し広域協定運営委員会により事業を進めておまして、農業支援センターが事務を受託しております。現地確認支援システム負担金につきましては、土地改良連合会のモデル事業として平成29年度から現地の確認をタブレット端末により行っているも

のです。次に、目5、目15環境保全型農業直接支払い制度事業費です。この事業は取り組みが見込まれる化学肥料、それから化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減し、あわせて緑肥の作付や堆肥の施用をそれから有機農業への取り組みを予定している14件の活動に対し交付金を交付しているもので、節18負担金補助及び交付金にその取り組みに応じ予算を計上しているところです。次に、目16農地費になります。節10需用費の修繕料は、農業用排水路や農道の維持管理など、修繕等が必要となるものに対して計上いたしているところです。節12委託料は、団体営事業で行う吉井地区配水路改修工事、それから上代地区揚水ポンプ入れ換えにおける設計委託料などを計上いたしております。次に、節13機械借上料は、土砂だめ等の浚渫のための予算となります。次に、節14工事請負費につきましては、先ほど申し上げました吉井地区配水路の改修工事と、それから上代地区揚水ポンプ入れ替え工事と単独事業分を含む工事請負費となります。節18負担金補助及び交付金の土地改良連合会負担金の一般負担金と特別負担金、それから農道台帳の管理負担金となります。その下の土地改良区負担金につきましては、四つの土地改良区において、水路の維持管理や防災機能などを含めて負担しているところです。次のページをお願いいたします。最上段の熊本県農業農村整備事業推進交付金は、百太郎溝が取り組む団体営事業として、上北地区の分水ゲートの改修及び免田東地区の井口川にある転倒ゲートの改修工事に伴う町の負担分となります。次に、目17川辺川総合土地改良事業費ですが、協議会の報酬、それから費用弁償は、例年どおり2回の開催分を計上いたしているところです。節18負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営補助金は、平成30年度より関係市町村の造成団地の農用地面積の割合で補助するもので、賦課面積181.3ヘクタールのうちあさぎり町は55ヘクタールとなっております。それから、国営造成団地、畑地かんがい緊急対策事業補助につきましては、阿蘇湯の原団地、阿蘇諏訪団地、加茂団地に設置しております。ポンプの電気代の一部を補助しているものとなります。次のページをお願いいたします。下段の目1林業総務費になります。ここには主に人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の団体負担金を計上しています。節1の会計年度任用職員報酬は、森林経営計画が認定されていない私有林所有者に対し今後の経営方針の意向を確認し、経営管理を町へ委託したい所有者等に対し、新たな森林管理システム実施の意向調査を行うために職員の雇用をお願いするものです。次のページをお願いいたします。節12委託料町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合に町有林管理業務を委託しておりますのでその委託料を計上いたしております。現在9名で委託することとしておりますが、町有林を管理いただく面積は3,681ヘクタールとなっております。森林台帳システム管理補修委託料は、森林の土地所有者や林地の境界に関する情報などを整備公表する林地台帳制度が創設され、そのシステムの保守費用となります。それから出生祝い用木製贈答品作成委託料は、森林環境譲与税を活用し、木材使用促進と木と触れ合い興味を持っていただくことを目的に、木工加工の事業を手がけられている町内在住者及び町内出身の方々に、木工製品を製作いただき出生届けがあった場合に令和2年度より提供することとしているものです。また、木製額縁制作委託料についても、金婚式を迎えられた方々や各種表彰を受けられる方へも表彰状を入れて贈ることとしております。次の節17備品購入費は、職員において簡易な倒木等の除去などチェーンソーの購入をするものです。次の節18負担金補助及び交付金は、会費や負担金を計上いたしております。次のページになります。最上段の緑の少年団助成金は、上、岡原、須恵小学校の三つの緑の少年団に対する助成金で、各学校へ直接交付される県の補助金6万円と町助成金と合わせ10万円で活動をいただいております。下から2行目の球磨中央地区森林活性化協議会負担金は、平成30年度から令和2年度までの3年間、スマート林業構築実践事業を管内4市町村と森林組合等で組織され、管内の森林について航空レーザー測量を実施し解析を行い、伐採や作業道開設の省力化、需給のマッチングなどによる流通システムの簡略化を図るために関係市町村と森林組合で10万円を負担しあい協議会の運営費を行ってまいりましたが引き続き行うものです。また、南稜高校林業活動総合支援事業補助金は、令和2年度よ

り設置しておりますICTを利用した大型囲い罠に係る鳥獣に係る経費になります。次の目2林業振興費で、節18負担金補助及び交付金の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、竹林整備を行うもので、3.4ヘクタールの整備を予定しているものです。また、シイタケ生産促進事業補助金は、原木用種駒の購入に際し2分の1の助成を行うもので、近年の実績に基づいて計上いたしましたものです。また、特用林産物推進事業補助金は、1名の林業従事者の方からタケノコの運搬機等の申請があったものに対する補助となります。目3公有林整備事業費です。町有林の間伐、下刈り、人工造林などを行う経費の計上が主なものとなります。本年度の事業量につきましては昨年度の事業計画とほぼ変わりはないところです。節11役務費と節12委託料の組合手数料、市場手数料、素材生産委託料、造林委託料の合計で約1億1,900万円を予定しており、歳入側で素材生産売払収入と造林事業補助金などを合わせますと1億3,200万円を予定しておりまして、その差し引き額が約1,300万円程度となる見込みです。次に、造林事業補助金システム保守委託料は、林業補助金申請のためのソフトウェア保守料となります。次に、目4林道維持費です。次のページをお願いいたします。節10需用費の修繕料は、森林環境譲与税を活用し林道の路面の破損が著しい箇所を保全するものです。節11役務費の林道システム保守料は林道台帳の保守料となります。また、節13使用料及び賃借料の機械借上料は、林道の簡易的な路面補修や崩土、倒木等の除去に係る機械借上料となっております。次に節15原材料費につきましては、林道補修用の材料費として計上したところです。次に、目5鳥獣被害防止事業費です。あさぎり町内の鳥獣駆除隊に対しまして支援を行い、町内の鳥獣被害防止に努めている予算となりますが、節11役務費の医師診断書作成手数料は、役場職員で編成する実施隊2名分の診断書料となります。また、狩猟免許取得申請手数料は、実施隊の罠猟の免許取得に係る試験料です。また、施設賠償責任保険料につきましては、町で協議会をつくり箱罠やくくり罠を設置いたしますのでその事故防止に対する保険料となります。節18負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に五つの駆除隊がありますのでその駆除隊に対する補助金となります。また、有害鳥獣被害防止対策協議会補助金50万円は、町で設置している有害鳥獣被害防止対策協議会への補助金となります。次に、有害鳥獣捕獲補助金は、シカ1万円、イノシシ9,000円、サル5万円、カラス、アナグマ1,000円を捕獲頭数に応じ交付するものです。捕獲目標頭数をシカ700頭、イノシシ300頭、猿40頭、それからカラス300羽、アナグマは70頭としておるところです。次に目1下段の水産業総務費になります。球磨川漁協稚魚放流事業委託料といたしまして30万円を計上いたしております。町内の中小河川の上流にヤマメの稚魚の放流をお願いするものでその委託料となります。次に117ページをお願いいたします。下段の目農地等災害復旧費の節11需用費における修繕料は、補助事業対象外の軽微なものに対応するために計上させていただいております。次の目2林業施設災害復旧費、節14の工事請負費は、令和2年度災害箇所の林道大平線にかかる3工区分の工事費となります。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは、商工観光課所管分の説明を行います。まず、歳入からです。17ページをお開きください。2枠目です。目3商工観光費負担金、節1商工費負担金、ふるさと市町村圏事業負担金ですけれども、人吉球磨広域事業、広域行政組合より受け入れまして、観光地域づくり協議会の負担金として支出いたします。続きまして次のページになります。目5商工観光使用料、節1商工施設使用料、これにつきましては、ポッポ一館の使用料の実績を考慮した額の計上となっております。次に、20ページをお開きください。2枠目です。目1総務費国庫補助金、節3地方創生推進交付金、これにつきましても人吉球磨観光地域づくり協議会の負担金として支出いたします。続きまして27ページをお開きください。1番上の枠です。目4産業活性化基金繰入金、節1産業活性化基金繰入金、産業活性化基金を取り崩しまして、本年度は農業支援センター運営費そして商工業振興補助金に充てる繰入金となります。続きまし

て、28ページをお願いします。1番下の枠になります。目4雑入、節1雑入です。2行目の商工コミュニティーセンター電気料、これにつきましては、JAあさぎり支所分、そしてくま川鉄道分の電気代の負担分です。次のページをお願いします。同じく目4雑入ですけれども、1番下の行の人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金。これにつきましては、あさぎり町より1名職員が出向しておりますので、8町村より負担金を受け入れるということになっております。続いて歳出になります。45ページをお開きください。三つ目の枠です。目19地域おこし協力隊費、商工観光課でも1名の採用を計画しております。なお、ふるさと振興社への業務をお願いする予定でありまして、1報酬から次のページの節18負担金補助及び交付金、この総額が433万円分を計上させていただいております。続きまして86ページをお願いします。目1商工総務費です。節7報償費、推奨商品審査謝金、そしてモニター謝礼とありますが、令和2年度におきましては開催できませんでしたが、令和3年につきましても開催を予定して計上しております。節18負担金補助及び交付金ですけれども、町商工会補助金から、中小企業大学校、そして制度利子補給、そして店舗改装事業住宅リフォーム産業活性化地域イベント等補助金まで昨年度額及び実績を考慮したところで計上させていただいております。次の販路開拓強化事業補助金につきましては、平成30年から令和2年度におきまして、国の山村活性化交付金を活用してまいりましたが、さらなる産業活性化を図るためにも事業を継続していくということで過疎債を充当する予定で計上させていただいております。次のページをお願いします。消費生活相談業務負担金につきましては、人吉市消費生活センターへの負担金となります。次のおまけつき商品券につきましては、令和2年度におきましては、臨時交付金も活用して20%プレミアムを実施しましたが、令和3年度におきましては、単独費のみの10%プレミアムを計画しております。次の商工業振興補助金につきましては昨年と同額です。新型コロナウイルス感染症関連商工業制度利子補給補助金につきましても令和2年度と同額です。次の新型コロナウイルス感染症対策商工業経営支援補助金につきましては、今回新規計上させていただいておりますが、感染症により経営に影響を受けた町内事業者に対し、町が補助することで事業者の経営を支援するというところで、減収率により法人個人事務所へ事業所へ補助をするという制度を計上させていただいております。次の目2商工施設費です。これは、ポップー館の維持管理費用を計上しておりますが、節10需用費の2行目の電気料ですけれども、電気料につきましては、ポップー館の電気料、商店街街路灯そして駅前通りの街路灯、西側駐輪場の街路灯の電気代を一括して計上しております。節12委託料の1行目の施設管理委託料につきましては、平日の夜間、そして土日祝日の終日をシルバー人材のほうに委託するものであります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。午後は13時30分からでございます。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは引き続きよろしく願いいたします。88ページをお開きください。目1観光費、観光費につきましては観光施設関連の維持管理費等を計上しております。節12委託料、一行目のおかどめ幸福販売店指定管理委託料につきましては、令和3年から令和7年の指定管理期間でまた令和3年度より始まります。四つ目のビハ公園キャンプ場指定管理委託料につきましては、令和元年から令和5年の指定期間になっております。次の谷水薬師休憩場管理委託料につきましては、薬師保存会のほうに管理をお願いしているところです。1番最下段に花づくり管理作業委託料につきましては、岡留幸福

駅周辺の花づくりを黒田老人会のほうに委託しております。次のページをお開きください。節14工事請負費、これにつきましてはビハ公園の遊具につきまして安全点検をしたところ、危険性が高いということでコンビネーション遊具とスプリング遊具の撤去、そしてターザンロープの入れ替え工事を計画しております。次の節17備品購入費につきましてはビハ公園関係の消火器の備品となっております。節18負担金補助及び交付金ですけれども、一番下の人吉球磨観光地域づくり協議会負担金につきましては、歳入でも説明いたしましたけれども、地方創生交付金、そしてふるさと市町村圏負担金、そして町の負担金を含めたところの支出となります。続きまして目1定住促進費です。定住促進費につきましては、企業誘致そして結婚対策関係の予算を計上しております。節1報酬、2行目の定住対策支援員職員講習これにつきましては、施設管理の補助、そして結婚対策等の任務をお願いしております。次のページをお開きください。節18負担金補助及び交付金ですけれども、五つ目に定住促進奨励補助金。これにつきましては、昨年同様の金額ですけれども、40歳未満が3名、40歳以上を3名を見込みまして予算を計上させていただいております。以上、商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分につきまして御説明いたします。17ページをお願いいたします。歳入からです。上段の枠の目2土木費分担金、節1砂防費分担金は、急傾斜地崩壊防止対策事業受益者分担金でございます。令和2年度からの事業でございますが、令和2年度85%、令和3年度25%の割り振りを計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。目6土木使用料、節1住宅使用料は、現年度の住宅使用料と過年度の住宅使用料、浄化槽使用料と現年度の浄化槽使用料でございます。令和3年度の住宅管理戸数404戸を見込んだ使用料合計を計上しております。21ページをお願いいたします。上の枠の目4土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金、住宅建築物安全ストック形成事業補助金ですが、個人住宅の耐震診断を行う場合、国が限度額1件当たり4万円を補助する制度でそれを10件分、それから耐震改修工事で120万を限度に国が11.5%補助します件を1件分。その耐震改修設計に30万円を限度に3分の1を補助します分を1件、耐震改修等総合支援メニューは、125万を限度に4割を補助するものを5件、そして危険ブロック等安全確保支援事業のブロック塀の耐震改修診断の50万円の限度に3分の1を補助するの2件分の合計を計上しております。節2道路橋梁費補助金の道路改良費補助金ですが、交付金事業で行います歩道整備の測量委託と工事、舗装工事、舗装補修工事、橋梁補修設計委託と工事並びに橋梁の長寿命化計画策定、交通安全対策工事、そして自転車道整備工事、法面对策測量委託、通学路整備測量委託の補助金を受けるものです。補助率は補助対象額の63.25%で、国の割り当てにより配分されますが、後に補正をお願いすることもございます。節3住宅費補助金の公営住宅等ストック総合改善事業補助金ですが、これは公営住宅長寿命化計画により令和3年度は、深田地区の星原団地の改修工事分の補助金を受けるものです。補助対象額の45%が補助率となっております。目5災害復旧費補助金の節2公共土木施設災害復旧費補助金は、費目存置で計上しております。次のページをお願いいたします。上の枠ですが、目3土木費国庫委託金、樋門管理委託金ですが、球磨川樋門19ヶ所の年間の点検操作委託料として受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目5土木費県補助金、節1土木管理費補助金、住宅建築物安全ストック形成事業補助金ですが、国庫補助金でも説明いたしましたが、その中で耐震改修工事に120万を限度に県補助が38.5%のものを1件、耐震改修設計で30万円を限度の3分の1を県補助するものを1件、台数改修総合支援メニューで125万円を限度に40%の県補助が5件、ブロック塀等耐震診断で50万円を限度に6分の1の県補助を行うものを2件分の合計額を計上しております。節2河川補助金ですが、地域防災がけ崩れ対策事業補助金を受け入れるものです。分担金で御説明いたしました令和2年度を85%、令和3年度15%の割り振りを計上しているところでございます。25ペ

ージをお願いいたします。2番目の枠の目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金、清願寺ダム管理委託金は、清願寺ダム管理費の2分の1の相当額を受け入れるものです。目3土木費県委託金、節1河川費委託金。県管理、県河川管理委託金は、あさぎり町内にある県が管理する七つの河川について除草作業委託費を受け入れるものです。29ページをお願いいたします。下の枠の目2農林水産業債、節1農村地域防災減災事業債は、歳出で説明いたします清願寺地区防災ダム事業負担金の9割分を起債借り入れするものです。目3土木債、節1道路橋梁債は、道路改良、歩道整備、舗装補修、橋梁補修工事等に伴います財源として借り入れるものです。節2河川債、令和2年度から6年度までの5年間の期間で、充当率100%の元利償還金に対する交付税措置70%となっております。河川の浚渫工事の財源として借り入れるものです。説明欄の一つ下の地域防災がけ崩れ対策事業債は、歳出でも説明いたしました、深田西地区のがけ崩れ対策工事の財源として借り入れるものです。では、81ページをお願いいたします。こちらから歳出になります。目18清願寺ダム管理費です。清願寺ダムにつきましては、県の委託を受けまして町が管理しております。ここではダム管理に係る人件費や委託料等について計上いたしております。次のページをお願いいたします。節12委託料の保守点検委託料は、ダム管理に必要な機械器具等の点検委託料となっております。節18負担金補助及び交付金の清願寺ダム防災事業負担金は、浚渫を令和3年度までの事業を行っております。その分の負担金と清願寺ダムの管理用の電算機器等が前回の更新からもう19年たっておりますので機器の改修、更新を行う必要があることから、今年度機器の改修のための調査を行われます。その分の負担金を含めて計上いたしております。次の段の清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金は、令和2年度から令和8年度まで行われる土砂等の撤去工事で、令和3年度分の負担金を計上しております。90ページをお願いいたします。下の枠の目1土木総務費です。こちらは主に人件費でございますが、節1報酬、節3職員手当、次のページをお願いいたします。節8旅費は、会計年度任用職員2名分で住宅の耐震関係の事務処理、買収用地の地目変更登記、所有権移転登記や事務所内の工事や修繕に係る書類の整理の補助をお願いすることにしております。節18負担金補助及び交付金の住宅建築物安全ストック形成補助金は、入札で御説明いたしました耐震診断補助を10件分、改修費用の補助に1件分、改修設計監理の補助に1件、耐震診断から耐震改修と設計管理を一体的に行う場合の補助を5件分、危険ブロック塀等について意見分を計上しております。目2環境整備資材等支給事業費ですが、各費用分の合計で1,000万円を計上しております。里道の舗装や法面の防草対策などを行った場合、事業に必要な資材、機械の借り上げ料等を補助するものです。参考までに令和2年度では2月現在で18地区で取り組みがなされております。下の枠の目1道路橋梁総務費です。節12委託料の道路台帳整備委託料ですが、令和2年度に道路整備を行った30路線のデータ修正に係る委託料です。パソコン上の数量や図面データ、各帳票の修正を行うものです。節13、失礼いたしました。節18負担金補助及び交付金ですが、各種協議会や期成会の負担金がほとんどです。説明の上から4行目ですが、県工事負担金につきましては、深田地区の県道小枝深水線の道路改良と免田地区の国道219号線の測量整備工事に係る負担金となります。次のページをお願いいたします。目2道路維持費です。節3職員手当の時間外勤務手当ですが、台風や降雪の倒木処理に係る職員の休日出勤分等を計上しております。節10需用費の主なものとして作業員ダンプ等の燃料や町道の補修や公用車の車検、整備、修繕料などとなります。節11役務費の主なものとして産業廃棄物処理手数料ですが、道路維持作業で発生しました木材やコンクリートアスファルトがらの処分手数料となります。登記手数料ですが、道路改良に伴う所有権移転など未登記の処理の登記を難しい案件に限りませんが司法書士等に登記嘱託登記を依頼するものです。節12委託料の設計委託料ですが、交付金事業で行います橋梁補修設計が5カ所、岡原永才1号線ほかでございます。それから法面対策が1カ所、これは立野線でございます。通学路整備が1カ所下里永峰線でございます。単独分として排水改良1カ所の測量設計費を計上しております。その下の道路維持委託料は、シンボルロード、ふれ

あいロード、町道の除草委託を町内の事業所に、一部はシルバー人材センターに委託する分として計上いたしております。その下の調査設計委託料ですが、橋梁の定期点検で15メートル以上が47橋、15メートル未満が232橋を令和元年2年度で点検いたしました。その点検結果を緊急度合いを加味しながら改修計画を整理するための委託を計上しております。次の段の道路施設等維持管理作業員派遣業務委託ですが、今年度、令和2年度で3年が終わり3年度からまた新たに更新することになりますが、その作業員を派遣していただき、町道の環境整備を行ってもらう10名分の委託料を計上しております。節13使用料及び委託料、機械借上料ですが、道路維持補修に係るバックホー等の買い上げ料を計上しております。節14工事請負費ですが、内訳としましては道路維持工事が8本、舗装補修工事が4本、橋梁補修が1カ所。交通安全対策工事が2路線、自転車道整備が1路線を計上いたしております。節15原材料費ですが、道路作業員が行う軽微な維持補修に必要なアスファルト補修材や生コン代分として計上しております。節17備品購入費ですが、令和3年度は強いブロー2台分の更新を予定しております。節26公課費につきましては、公有車車検時の重量税5台分を計上しております。目3道路新設改良費、節3職員手当です。次のページをお願いいたします。時間外手当勤務手当ですが、道路改良工事に伴う時間外手当でございます。節12委託料は、須恵深田線の交差点改良に係る測量設計分を計上しております。節13使用料及び賃借料ですが、工事積算システムリース料、工事の設計に使用しますシステムのリース料を計上しております。電子納品支援システムは、CAD図面専用ソフトの使用料及びメンテナンス基本セットとなっております。節14工事請負費は継続事業でございます江島田頭川線と天神9号線、新規で薬師堂線の改良工事となります。目4道路改良費、節3職員手当時間外勤務手当ですが、道路改良工事に伴う夜間の説明会用地交渉等の手当として計上しております。節12委託料の設計委託料ですが、歩道整備に伴います岡原免田線の用地測量、約350メートルですが、も計上しております。節14工事請負費ですが、歩道整備の古町永才線、延長は100メートルを予定しております。の工事分を計上しております。節16公有財産購入費ですが、黒田古町線の用地取得費、予定では23筆を予定しておりますが、を計上しております。次のページをお願いいたします。目1河川総務費です。節12委託料ですが、歳入で説明いたしました球磨川樋管操作作業委託と町内にある県の管理河川7河川の除草委託料を計上しております。その下の深田地区の田頭川放水門の操作管理の委託料も計上しております。節13使用料及び賃借料、重機借上料ですが、町管理河川の土砂しゅんせつ、軽微な土砂しゅんせつ用の借上料を計上しております。目2河川改修費、節14工事請負費は、町管理河川でございます。重要河川の他に谷水側の護岸擁壁設置工事、松ヶ野川護岸補修工事、そして宮原川ほか6河川のしゅんせつ工事分を計上しております。目3砂防費、節14工事請負費は、深田西の地区の災害対策地域がけ崩れ対策事業で、法面吹きつけ工事の工事分を計上しております。下の枠の目1公園費、節10需用費の主なものとして、作業用トラックや機械の燃料費と岡留公園の電気、水道、軽トラックの整備点検、作業機械や公園遊具の修繕料を計上しております。次のページをお願いいたします。節11役務費の道具診断手数料は、岡留公園遊具の定期点検手数料として計上しております。節15原材料は、修繕用の材料費を計上しております。下の枠の目1住宅管理費、節3職員手当等時間外勤務手当ですが、職員の管理人会議、入居者抽せん会、住宅料徴収分として計上しております。節10需用費の修繕料ですが、住宅管理404戸の早急な修繕をしなければならない分突発的な修繕費用を近年の修繕実績により計上いたしております。節11役務費、建物火災保険料ですが、町営住宅404戸の火災保険に係る掛金を計上しております。次のページをお願いいたします。節12委託料、浄化槽管理委託料ですが、浄化槽30基分の管理委託料を計上しております。目2住宅建設費、節3職員手当等の一番下の時間外勤務手当は、職員の住宅入居者への夜間での工事概要説明会や工事検査の休日出勤分として計上しております。節12委託料の設計委託料は、星原団地改修工事、新堀ノ内屋根外壁改修工事、丸尾団地改修工事の監理委託料を計上しております。節14工事請負費は、星

原団地3棟6戸、新堀ノ内団地6棟6戸、丸の内団地3棟6戸の改修工事費を計上しております。118ページをお願いいたします。1番上の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節8旅費は、災害関連の旅費として節10の事業費の消耗品費は災害関連書籍代として計上しております。以上で建設課の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、上下水道課分につきまして御説明いたします。21ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明の上段の浄化槽設置交付金は、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を国が補助するものでございます。5人槽10基、7人槽2基分を計上しております。23ページをお願いいたします。下段の目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の一行目、浄化槽設置事業費補助金ですが、国庫補助と同様の合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を県が補助するものでございます。68ページをお願いいたします。67ページから続いております目3環境保全費でございます。節の中ほどの節18負担金補助及び交付金、説明の3行目、浄化槽設置整備事業補助金ですが、浄化槽本体の設置に対する補助5人槽10基分、7人槽2基分、それに新設またはくみ取りからの宅内排水管の工事費に対する補助を10基分、同じく単独浄化槽からの宅内排水管工事費に対する補助を2基分等を合わせまして639万8,000円を計上するものでございます。次の合併浄化槽維持管理費補助金につきましては、下水道処理区域外で設置されている合併浄化槽の維持管理費用が実際に使用される水道使用料で下水道使用料料金相当額を算出した場合よりも高額となる場合についてその差額を補助するものでございまして3年目となる事業でございます。交付対象世帯は360世帯、それに公民分館、公民分館が6件でございます。72ページをお願いいたします。上の枠の下段目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業特別会計補助金ですが、収益的収入の財源としまして総務省通知による公営企業繰出基準相当額の繰り出しをお願いするものでございます。次の節23投資及び出資金、水道事業特別会計出資金でございますが、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として繰り出しをお願いするものでございます。96ページをお願いいたします。下の枠の目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業特別会計補助金でございますが、収益的収入の財源としまして、総務省通知による公営企業繰出基準相当額の繰り出しをお願いするものでございます。次に、次の節23投資及び出資金、下水道事業特別会計出資金でございますが、資本的収入資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や建設改良費の財源の一部として繰り出しをお願いするものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明はありませんか。農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。先ほど、農林振興課所管分の説明を申し上げましたところ、間違った誤った説明をしておりましたので、それについての訂正をさせていただきます。今、お送りいたしました。目11農地中間管理事業費の節18農地中間管理機構集積協力金についてになります。先ほどこの経営転換協力金の交付対象が非担い手の農家から担い手農家へ貸し付けられた場合のみというような説明を申し上げました。令和元年度にですぬ改正になっておりまして、正しくは担い手から担い手もしくは非担い手から非担い手というのも交付対象になるということで、訂正、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに追加説明ございませんか。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足らないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思っております。それでは最初は総務課及び会計課分について質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ページ98の目防災管理費の2点についてちょっと伺います。一つ目がですね、

ページ99の目4防災管理費、節負担金補助及び交付金の中で、貯水機能付給水管設置負担金185万9,000円とありましたが、設計費ということで聞かれましたがどんなこと、どんなもんをするのか、ちょっと具体的にわかれば教えてください。とあとは終わってからでよかですかね。二つ目、続けて言うとしたがよかですか。一つはですね、もう一つはちょっと危機管理監にちょっと聞きたいことがありますんで、防災アドバイザーの3人を委嘱されましたが関わりについてを伺いたいと思います。以上。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。令和3年度に委託費を委託料を計上しております、負担金です。計上しております貯水機能つき給水管につきましてのお尋ねですが、まず貯水機能つき給水管は、給水する管の途中で貯水ができるタンクを設置して、通常はそのタンクを通してながら排水を行うと、給水を行うというものでございます。で、非常時断水等が発生した場合には、そのタンク、貯水機能のあるタンクの中から水を提供できるというものでございまして、今回の7月豪雨で断水等大きな被害が発生いたしました。町民の皆様方にもいろんな御迷惑をおかけしました。その対応するためにまずは第1優先避難所を想定して、どの場所がいいものか、効果があるのか、またそこにどういった既設の給水管が通っているのか、そのあたりも調査をしながら設置するための費用を積算するために委託するものでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そうすると今さっきおっしゃったように非常避難所のところの近くに給水管があると、まあ言ったら大きい防火水槽みたいな感じの遮断機がついたようなタイプということで考えてよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、おっしゃるとおりです。既に熊本市では多く導入されている設備でございまして、タンクはもうほとんどが旧態のものでございます。で、避難所に第1優先避難所大きな避難所になりますので、そこに設置を今後も進めてまいりたいという、まずは設計費を算出するための委託料でございまして。

◎議長（徳永 正道君） 管理監。

●総務課危機管理監（橋本 啓之君） 先ほどのよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 橋本危機管理監。

●総務課危機管理監（橋本 啓之君） 先ほどの御質問ですが、防災アドバイザーとの関わりということによろしいですかね。防災アドバイザーの方にですね期待することにつきましては、やはり地域の防災力の強化ですね。各地区に自主防災組織がございまして、その組織の強化というところに尽力していただきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。もう3回でしょう。永井議員。永井議員。橋本議員。失礼しました。

○議員（5番 橋本 誠君） はいもう1回あつてすよね。3回言うたかなて思て。昨年の8月に就任されて7カ月がたって、防災、あさぎり町の地域防災計画を作成されたり、各地区の自主防災組織作りに積極的に行われているのはもうありがたいことで何よりですが、防災、昨年10月にですね、防災アドバイザーが3人委託されたん、委嘱されたんですが、何かちょっとコミュニケーションっていうとかそういうのがちょっとあんまりとれてないような感じがして、私を感じたもんですから、そういうのをやっぱり同じまちづくりのために一生懸命されてますんで、できればそういう形をとっていただいて、今日いる、来ていただいてやっていただければと思って質問いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。橋本議員が言われるようにですね、ちょっと整理する必要がありましたので、

防災アドバイザーの方に協議しまして、今町指定の避難所が校区ごとにあります。そこは自主的に地域の人たちに運営していただくということで、区長会の、その地区の会長さんを中心に組織をつくってもらっています。そちらのほうに防災アドバイザーの、防災士協会の人たちが入ってそういう避難所生活の準備をしていただくと。それから、行政区で行っている自主防災組織については、橋本危機管理監を中心にそういう自主防災計画を立ててやってもらってまして、実際永山区ではですねそういう防災計画が出されましたので、昨日一昨日でしたかね私のほうにその防災計画を届けていただいたということで、防災士協会の皆さんと町の自主防災組織とはちゃんとすみ分けして今後はやっていけるものと考えております。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。9番です。ページ97ページの非常備消防費のことで質問いたします。現在消防団の方が約580名、でいいですか。はい。大変仕事をもちながらですね活動に頑張っておられると思っておりますが、昨日火災がありまして、現場が、皆さん御存じのとおり上地区でありながらも県道挟んで免田地区のもう隣接地点でありましたよね。あれで免田の消防団が出動していいのか、いけないのか、手伝いに行くのかですね、そういったところで非常に迷ったというような話を聞いております。そのあたりが、結局上地区のサイレンしかなかったというのはこれはもう消防署の物理的なことでもう仕方ないと思いますけども、そのあたりの現状といいますかまたこれからのことといいますか、どのようになっていますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。消防団につきましてはもう御承知のことだと思いますが、分団、部、班というふうに組織されておりまして、管轄する区域はきちんと規定がなされております。消防団におかれましても、もちろんその管轄する区域を担当する担任するという業務でございます。昨日の火災につきましては議員からありましたとおり、分団の区域といいますか、地区の境での、旧町村の境なんですけど、での火災の発生でございました。ですから今のサイレン等の吹鳴は、やはり発生した地点においての地区、旧町村単位での吹鳴としております。で、それを聞いた、団員にはすべてメールが行きますので、どこで発生したというものは認知しているものと思います。そのサイレンによって出動いたします。先ほど言いましたやはり管轄である区域について出動するというものが今の基本でございます。しかしながら、昨日の例、また前回の例等も踏まえまして団員の減少というものはやはり今も続いております。しっかりとした管轄といいますか、明確にどこの部分には、どこが出るというものも踏まえて、今後町の消防計画の中でその役割分担する区域と、また応援する際の取り扱いについて、見きわめて策定していかなければならないと思っております。これは消防団が中心に、やはりいろんな協議を重ねて進めてまいります。また、消防署から吹鳴サイレンの吹鳴等放送も行いますが、その取り扱いについても物理的なものもございます。ただ、技術的に改善できるものがあれば、こういう緊急時に対しての重要な対応でございますので、しっかりと消防署、消防組合との協議も進めてまいります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） よくわかりました。消防団はですね住民の生命と財産を守るという崇高な精神に基づいた活動でありますから、私も消防団の内部の事まで口出そうとは思いませんけども、そういったところですね、今後しっかりとした消防団の内部に今度は行政もかかわり合いを持っていただいて、いい方向にといいますか、頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 13番でございます。同じ関連でございますけれども、消防団員の今後の減少というのは、ますますこう拍車がかかるんじゃないかということで、国のほうからもですね同様なところの消防団の方々の費用弁償につきましても当あさぎり町は930万でございますけれども、この団員の指導

に対する今後の上乘せというのは幹部会なり、それから行政のほうでも考えはあるのでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。消防団員の減少につきましてはこれは全国的な課題でございまして、御指摘ありましたとおり総務省からもその機能の確保という点から、まずは待遇といたしますか、その処遇の改善というものが求められております。交付税措置等も引き合いに出しながら国からは通達が発出されておりますが、国が基準とする標準団員数と、本町の団員数の乖離は現在のところでもあるところでございます。ですが、今後やはり団員の減少は進展していく、進んでいくものという認識は持っております。特に、昨年度、昨年につきましては、コロナ禍の中でいろんな活動もできず横の連携等も取りづらかった中で、やはりしっかりと危機管理をもって消防団員は尽力いただいております。そういう方々の処遇を今後考えていくというものは重要なこととございますので、これもやはり消防団、団長を中心としたその組織とのしっかりとした協議を進めながら考えていかなければならないと思っておりますのでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 考えはですね同じようなこととございますけれども、ただ現実的には、先ほど申されました団員につきましては、だんだん、これが本当の団員の数だと私も思っておりますし、今後減ることも予測されます。それとあわせてのですね部の統合がなされるんじゃないかと思っておりますので、ますます消防団員の方々ですね、責務はだんだん重くなるのではないかと思いますので、よろしく御検討をお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、消防団員の減少と、それから農業を始めとする産業の担い手不足はこれはもう同時一体のものでありますので、消防団員の数を確保するという意味からも若い人たちの働き場、また若い人たちがあさぎり町に帰ってくる集まってもらうような政策をやっていきたくと考えております。それが今回の施政方針の中に出したあさぎり財団なわけですが、そういうふうにして産業の活性化を行いながら、消防団員の減少に歯どめがかかればなというふうと考えているところで。ほかに質疑ございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 2点お伺いします。定員管理についてお伺いしますが、今回の予算においては会計年度任用職員がかなり増えているわけですが、コロナであったり、災害であったり、いろんな特殊な事情もあるだろうというふうに思います。しかしながら、それが普通の状態に戻った時のことも考えなければなりませんけれども、正規職員については今一定の数値で入ってますけれども、この会計任用の職員、ここの部分がですねどんどんどんどん増えると、平常の場合でもですよ、増えていくようなことが果たして定員管理として正しいのかなと。一定のやっぱり制限は設けるべきじゃないのかなというふうにも考えます。で、どうしてもいるっていうのであるならば私は普通の一般職員の採用をですね若い人たちをやっぱり採用して、この地域に残ってもらうように、そういったことも一方では考えなければならぬのじゃないのかなというふうに思うんですね。全体の事業からして、これだけの人間はいるんだということであるならば、それは当然しっかりとした確保をするべきであって、任用職員を安い賃金ですっと雇用していくということは、私は余りいいことではないんだろうというふうに思いますがその辺をお伺いしたいのと、もう1点は、管理監にお伺いしますが、この間永山で、地域支え合いのマップづくりがあつて。あれ町内で10地区で行われているということでありました。私は本当に支え合いマップは、もうこれはもう全町行政区、もう早急に私はつくっていただきたいというふうには思っております。それにですね、やっぱり管理監が出席されたかどうかちょっとわかりませんが、された上においてマップづくりの中に防災も含めたところ、これも当然自主防災組織とのつながりがかなりあります。で、あの中では個人情報なんかもう関係なくて、もう1件1件調査をしていくわけですね。そして誰が支え合っていくのかと。それもう一つもう一方は防災管

理監の目からして、そういう人たちをいざという時には誰が助けてどこに連れていくんだ。そういう、そこまでしっかりとしたマップづくりを同じみんなと共有しながらしていくことが、私はもっといい形での支え合いの地域づくりの形になってくるんじゃないのかなと思うんです。そのあたりをどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、定員管理委員についてでございますが、その常勤職員と申しますか、我々は任期の定めのない職員と一般には言われますが、そういう職員と会計年度任用職員、との関係と申しますか、それを踏まえた上での定員管理の御質問ですが、その両方の職につきましては、執行部といたしましては一応区分というものを基本としておりまして、会計年度任用職員の方につきましてはその業務の内容、職務の内容というものは、とその専門性が高いと申しますか、もう繰り返しその業務を行っていただき、かつ短時間で可能である職というものを基本に任用しております。ただ、常勤職員において、産休もしくは育休の際の代替職員については事務補助という形で任用しておりますが、やはり私たち職員におきましては、定期的な異動がございます。その中でいろんな職務を通じて経験を積んでいくものでございます。それとは他方会計年度任用職員が持つ業務というものは、やはりしっかりとその専門性、調査等の専門的な見地からしっかりと業務を行っていただくという観点から、今の管理を行っているところでございます。ですが、上記職員は削減をした、一方では会計年度を増やしていく。また逆になっていくというものもなかなかあってはなりませんので、先ほど言いました基本での任用の仕方に基づきまして、今後もしっかりと定員の管理は進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本危機管理監。

●総務課危機管理監（橋本 啓之君） 先ほどの溝口議員のおっしゃったとおり私も同じ意見であります。全く同意であります。今回、永山地区の例をとりましても、私の一緒にですね永山地区の住民の方と一緒に地区防災計画というのをつくり上げました。つくり上げる際は、社協と連携して、まさしく支え合いマップ、これを担当されてる黒木様に来ていただいて、そして一緒に地区の防災計画をつくり上げるところを見ていただきました。次は私が逆に黒木様が主催される、次は10日ですかね。の地域の永山地区の支え合いマップづくり、この作成の現場に行きます。これはですね、支え合いマップと地区の防災計画というのは、地区の住民の方を守る両輪なんですよ。これを一緒につくり上げていかないと要は発災が起こってない時は、地域の支え合いマップで地域の人々のこの共助、コミュニティーを育てるそれも土台があって発災した時に地区の防災計画が生きてくる。この二つは両軸でやっていかないといけないと。全く同じ意見です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。ありがとうございます。自主防災組織でですね今言われたように、場所によっては、場所って言ったらかわいんですけど、会長さん組織の中でですね何をしたいのかわからないというのが防災組織の会長さん方の考え方の中にもいっぱいあるわけです。やっぱりそれを打破するには、まず今言われたようなマップづくりを早急につくり上げてしまうんですね、このことは自主防災組織の会長さん方は何にも悩んでいいわけですよ。何をすればいいのかというのがもうおのずからわかってくるわけですね。私は、ほんとに今自主防災組織がすべての行政区にあるんですけども、だから、先ほど町長がもうアドバイザーには地区のつという話をされましたけれども、それはそれでいいとしても、やっぱり活動をどんなことをやればいいのかってという悩みを持っておられる方がかなりおられる。そういったことを解消するためには私は今の考え方の中で、1日も早くですねこの年度内に令和3年度内には全行政ぜひひき入れてやっていただければ私はもうあの管理監に来ていただいたことの成果というのはもうそれだけでもう私はよかと思うんですけども。ひとつ頑張っていただけませんか。

◎議長（徳永 正道君） 橋本危機管理監。

●総務課危機管理監（橋本 啓之君） はい。頑張っています。まずはですね出張出前講座というのを各地区に対してやっております。今のところ私がこちらに来て8月以降ですかね、ちょっとコロナでストップした時期があるんですけど、約10地区回らせていただきました。まずスタートはそこをスタートとして、地区の防災計画のつくり方というのをお伝えしています。そのあとに、今度は勉強会というのをやらせていただいて、これもお願いしてるんですけど、なかなか今コロナとかいろいろそういうのがありまして、そこで勉強会をやりましょうっていう声を上げてくれたのが今のところ永山地区なんですね。そこで勉強会を2回やりまして、そしてその防災のマップ、ハザードマップをベースにして避難計画ですね、そういったのをつくり上げました。ですのでやはり何といえますかね、時間はかかるんですね。そして、まずは私がですね、まず地区の方にやっぱり信頼、信用されないといけないというのをすごく思います。まずその信頼信用関係をしっかりと築かないと、やっぱり地区の方が僕を受け入れてくれない。まずはそういうところをですね、今後ほとんどに出張出前講座行かしていただいて、そしてほとんどに地区の皆さんとですね視線を合わせてですね、お話をして先ほど言われた悩み事、これを聞いてですね、私の力の範疇でできることはですねお伝えして、一緒に考えながらつくっていく。そういったことをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今地域おこし協力隊を生活福祉課のほうで募集しています。もう1年近くなるんですがまだ1人の応募もないんですが、その方は一応社協のほうに派遣して小地域ネットワークの支え合いネットワークづくりにですね一緒にやっていただくような計画でおります。ただ、やはりなかなか応募がない理由をいろいろと調べてみますと、これは御存じのとおり国の補助金で運営するわけですが、どうもそれだけではないうで、やっぱり地域おこし協力隊が来てるところは、町の予算も少しはやっぱりプラスされて条件がいいところに協力隊も行っているようですので、その辺のところをよく精査しまして、また議会のほうにはまた御相談したいと考えております。よろしくお祈りします。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。それでは、ここで休憩を10分間いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時35分

●町長（尾鷹 一範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑ほかにありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 次に企画財政課分について質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい、11番です。2点お伺いいたします。ページは40ページと41ページにまたがります。くま川鉄道経営安定化補助金とくま川鉄道再生協議会負担金に関する事で、このことにつきましてですね今バスで代行していただいているわけなんですけど、通学生徒のですね利便性等考えた時に乗り合いする停留所といいますか、その場所における雨とか今後は夏も多分そこを使うことになると思うんですけど、そんな時に屋根がないところで待っていると、雨が降る時に濡れるとこで待っているという場所があるみたいなことを伺っておりまして、非常に数年この体制は変わらないと思っておりますので、それについての協議がこれ単独のあさぎり町だけでできる話じゃないんですけど、そういう話が球磨郡の中でですね、そういう話が出していただいてそういう対策を練っていただけないかということが1点でございます。それからページ44ページの、光ファイバー設備保守委託料でございますけど、性能検査の項目はどういうものをされているのか。光ファイバーもですねもうかなり年数がたちまして、劣化しているものと思

ますけど、そういう劣化に対するいろんな計測をするような方法があるようでございますので、それに対する仕様はどのようになっているのか、そういう2点について伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。くま川鉄道の第1回バスの運行につきましては、さっきのこれまでです、今年の1月までは熊本県の補助によりまして代替バスの運行をしていただいております、それから今年の1月からでしたかね、3月からだったかな、ちょっとはつきり覚えておりませんが、国のほうの補助も入りまして、フィーダー系統補助とかいうのが入って、国のほうも幾分かの支援をして、国と県との補助で運行がなされているところです。市町村については構成市町村については負担等については発生していないところでもあります。代替バスの運行状況についてはですね、くま川鉄道の取締役会のほうでも説明がしておりますし、それからくま川鉄道再生協議会のほうでもですね今後の再開復旧に向けての対応の関係がありますので、話は議題といいますかはあるところなんです、今小見田議員が御指摘があったようにですねその利用者の雨天時とか猛暑のときのバス停における対応についてはですね、これまでくま川鉄道の社員さんが、バスの運行の補助ということで各停留所のほうに回ってですね、交通整理とか誘導とかをなされているという状況についての報告は上がっておりますが、今御指摘のような件についての停留所の設備とか環境の改善とかいうふうなことについてはちょっと町のほう、こちらのほうの担当のほうには話が来ていない状況でありますので、何らかの機会を通してですねそういう場での要望といいますか、改善点が上がっているというふうなことはお伝えしていきたいというふうに思います。それから光ファイバーの設備保守委託料1,250万ほどあっておりますけれども、これについては通常ですねあさぎり光が町内に張りめぐらされております光ファイバーの保守委託料、それから光ファイバーそのものとそれからその関連の機器等の保守が入っております、御指摘のですね老朽化による張りかえとかですね老朽化によって断線等の実害といいますか、そういう報告は今のところ出ておりませんので、特段更新といいますか老朽化による更新作業というのは今のところは発生していない状況であります、国のですね示しております光関係の設備につきましては、10年を経過いたしますとその補助の処分の対象から外れるということで、一応10年というふうな目安が出されている部分もありますが、事業者のほうとですねいろいろ今調査といいますか協議を進めている中では10年経過した上でもですね十分対応できているというふうなことです、そのような事案がですねあるようであればこちらのほうも内容を確認をしてですね今後そういうふうな発生に備えて対応していくべきかなというふうなことで思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。くま川鉄道の代替バスについてはですねやっぱり保護者とかそれを見受けられた方々からそういう声を聞いておりますので、やはり関係町村のそういう再生協議会あたりです、ねそういう情報の収集をされましてその環境自体によってやはり高校を例えば熊本市内のほうに移そうかなというような流れもなきにもあるようでございますので、できるだけそういう数年間であれば、やはりその辺の部分の利便性もですね、やはり改善していただくように十分な協議を願いたいと思っております。それから2点目がですね光ファイバーの場合の性能機能の計算の中の項目に伝送路の損失の計測とか、それから光強度の計測、芯線の計測、そして光スペクトラムの計測というよう名の項目があるようでございます、その結果についてはその光スペクトラムの計測で劣化状況把握するようになっておりますけど、これについての、これは予算でございますからなんですけど、今までこういう項目においてその数値あたりの報告はなされて、それでさっき言いましたようにもう経年劣化している関係でそのスペクトラムの計測数値の変化について把握されて今度の予算でその辺についての仕様といいますか、それについてはどうなるかというようなこともやはりメンテナンスする上には大事なことと思っておりますけどそれにそういう細目に

ついてのは把握はされているわけですかね。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） 最初にくま川鉄道の停留所の設備改善の件ですけれども、もともとくま川鉄道のですね復旧の目的そのものの中にもですね、高校生の今後の進路あたりについての変更等がないような配慮も含めて急ぎ復旧をしたいというふうな目的といいますか趣旨もありますので、今お話いただいたようなことをですね踏まえて利便性についても確保できるようにいろんな場面で提案といいますか提起していきたいと思います。それからですねいろいろな計測の手段、それから方法をもって毎月かな、点検報告が上がってきております。一時的なですねちょっとした内容が私も専門家じゃないのでわかりませんが、一時的な不具合があったので修復して完了をしたというふうな報告は時々ございますが、これまでそれらの計測データとかですね報告書によってですね重大な事案等が発生していることがちょっとありませんので、御指摘の件については、再度帰ってからですね担当のほうとも確認をして今後の備えにしたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 審議の途中ですが、ここで会議を中断し、ただいまから東日本大震災による犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしまして1分間の黙祷を行います。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。黙祷。

[ 黙 祷 ]

●議会事務局長（大林 弘幸君） お直りください。

◎議長（徳永 正道君） 審議を再開します。いいですか。ほかに質疑ございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番皆越です。11番に続きましてですね、くま川鉄道のですね再生協議会の負担金が出て。

◎議長（徳永 正道君） マイクをお願いします。

○議員（10番 皆越 てる子さん） くま川鉄道の再生協議会の負担金が出ております。それとあわせましてくま川鉄道の経営安定化補助金が計上されておりますけれども、その算定基礎をお示しいただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。40ページのほうにですね負担金補助及び交付金の下から2行目にくま川鉄道経営安定化補助金としまして969万9,000円計上しておりますが、こちらにつきましては説明のときにあれしましたが、想定額がつかめませんでしたので、昨年度の実績額で今回は計上をさせていただいておりますが、既にくま川鉄道のほうからの報告といいますか取締役会のほうでの承認事項等もありまして、昨年7月豪雨で流出した第4橋梁の撤去工事、それからそれを復元する復旧するための橋脚、それから橋梁、それから、その周辺のですね復旧のための調査費用、地質調査とかですね、それから基本設計あたりの事業費が既にもう示されておるところであります。今回の当初予算の校正の時期にちょっと間に合いませんでしたので、今回は昨年の実績でこの額は計上させていただいておりますけれども、説明のときにあったとおりですね、その内容について金額と負担金となると思えますけれども、わかり次第補正予算で対応をお願いすることになると思えます。それから次のページの41ページの上から3行目にくま川鉄道再生協議会負担金が255万6,000円計上されておりますが、うち事務費がちょっと額を覚えておりませんが、40数万円だったですかね、こちらが事務費でありまして、こちらは各町村均等割となっております。残る分が派遣職員の人件費となっております、これは構成町村のこれまでの負担金のほうで計算した額が請求されて、あさぎり町の再生協議会にかかる当面の負担金が255万6,000円というふうなこととなっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。くま川鉄道のですね第4橋梁の撤去費用とかです、説明されましたけども、総額が大体わかってるのかな、それに対して9市町村で何%の割合になってるのかな、そんな思いをしましたので質問させていただきました。またこの再生協議会の負担金もですね補正でありましたので42万円ほど、今度はまだ新年度予算ですけども、補正が組まれるのかなあとその懸念もありましたので質問させていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。えーとですね、その負担金の件なんですけれども、今月、3月の3日にくま川鉄道の、くま川鉄道株式会社のほうからある程度の報告事項が来ましたので、この会期中にですね議員の皆様にも説明の機会をつくっていただいて御説明したいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。財政課分ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1番です。16ページの交付税の件でお尋ねをいたします。今回この予算に上げておられる部分についてはですね、一言で言いますと現時点で町としてきっちりと見込みを算定された額を全額を上げておられるのか、調整をここでされてある意味若干財政担当課としては留保している財源として交付税見込み額を持っておられるのか。持っておられるのであれば現時点での見込み額の普通交付税の見込みをお示しをいただきたいというのが1点です。ともう1点は40ページの12の委託料ですね、トータルシステム診断委託料、主要事業の説明でもいただいているわけですが、私これのどうも今まで説明を聞いた中での意味合いが私個人なかなかまだ理解できてない部分がありまして、再度あのちょっと確認の意味で御説明をいただきたいのが一つと、そのときに、主要事業のときに説明いただいた金額とですね今回の予算額が異なっておるわけですけども、何かその辺の経緯というか、関係もあわせて御説明をまたいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後2時54分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。普通交付税に関しましては、財政担当のほうのですね、で計算しております見込み額については45億程度を見込んでおりますけれども、そのうち留保財源が4億6,000万程度というふうなことで今回の普通交付税の計上額は40億8,408万1,000円というような形をとっております。それから、トータルシステムの診断委託料につきましては、費目の説明のときに申しましたように、町の総合計画を策定する上での全体調和を図っていく手法としてこのトータルシステムというものを取り入れたいというふうなことを考えておるところです。予算額の変更につきましては、その後ですね、この事業を、このシステムを取り扱っている財団法人のほうで、事業のスクラップアンドビルドのシステムとそれから財政シミュレーションもできるというふうなことで、これらの分も含めて計上をしております関係で主要事業のときよりも若干金額が上がっているかと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、トータルシステムの委託の件でございますが、前説明あったかもしれませんが、委託を予定さ、委託先ですね予定、今財団とおっしゃいましたが、具体的に現時点で予定されているその財団を、差しさわりなければですねお示しいただければと思います。あわせて、そこの実績他の自

治体等もですねやっておられるかと思しますので、どっかのそういった実績のある自治体名等がですねもし公表されているようであればですね今でなくても結構でございますからお示しをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。まだですね予算を計上したところでしてこれからその契約行為に入る段階でありますので、今の時点でその個別の事業者名を明らかにしてよいのか、ちょっとそこを確認させていただいて、後ほどその事業者のこれまでの事業実績も踏まえてですね、後ほどわかり次第御報告したいと思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） すいません、先ほどの留保財源の金額をですね4億6,000万と申しましたが、すいません間違っております、2億6,000万ですので訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） すいません。今の最後の話ですが、45億というふうにおっしゃったと思うんですが、そして2億6,000万、数字が合わないような気がするんですが、ちょっとすいません。正確な数字をお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） 申しわけございません。計上しております普通交付税は40億7,904万3,000円。違った、40億8,408ですけども、それから交付税の留保分としましては4億3,000万を見込んでおりますが、それから繰り越しの分の1億7,000万を引いた2億6,000万が留保財源分として確保しているということで、普通交付税の額については40億8,400万というなことになります。すみません。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に、農業委員会及び農林振興課分について質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。農業委員会にですね歳入のほうなんです、24ページで県の支出金がございます。農業委員会への交付金ということで245万6,000円とございます。この交付金額というのは、近隣の自治体と同等であるのかどうか、これは農業委員会の活動実績に応じて交付されるという御説明でしたので詳しく教えていただきたいと思ひます。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（山本 祐二君） はい。農業委員会交付金、活動実績に応じたものということで御質問です。活動実績に応じたもの、実は他町村と比較をするということはなかなかないのでそこは定かではないのですが農業委員さんが、例えば農地の貸し借り、それから売買あたりの相談等がありまして、そういったものの活動、そして成果に応じてというもので実は2段下のですね農地利用最適化交付金というものに関してのほう、その成果、実績、活動実績に応じて変動してくるというものでございます。この二つはそれぞれ農業委員さんの報酬にかかわってくるものでございますが、あさぎり町に関しましては、耕作放棄地も少のうございます。そして、自分たちの地域の農地は自分たちで守るといふ、集積率も非常に高うございます。そういった部分で、急激にこれが上がったりするようなものではございませんが、あさぎり町は農業委員さんの頑張りももちろんあるんですが、地域の農家の皆様の普段からの農地を守っていくという気概がこのまま数字にあらわれてあさぎり町にはこれだけの交付金に来てるといふふうには私は感じております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。今回も任命同意ということで26名の委員さんがあるわけですが、まさにですね3名は女性の方ということででておまして、ほんとにこのあさぎり町の農業というのがしっかりしていて、栄えているといえますかそういうところがですねこの金額にあらわれているということがわかりましたので、ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 76ページの農業振興費の中の農業支援センター運営負担金ですね、1,847万4,000円ですけど、これは町長が考えるあさぎり財団のほうに、農業支援センターが、ふるさと振興社と一緒になるってということで、今年度までの負担金ということで考えてよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。農業支援センター運営負担金についてのお尋ねだと思うんですが、これにつきましてはですね本年度御説明しましたとおり、労務員の1名の増員とそれから農業関連、大型特殊免許などに係る免許取得の増額分。それと従来どおりの運営費の負担分ということで積み上げをしております。で、次年度以降というようなお話ですが、それにつきましてはですね、まだ今後そういった協議をですね詳細に詰めていかれるものというふうに考えておりますので、次年度以降令和4年度以降ですね、それについての議論というのは、今後またなされていくものというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） これはたしか産業活性化基金を取り崩して毎年、何年かですかねちょっと私も記憶ないんですけど3年か4年ぐらいの連続でやってると思うんですね。産業活性化基金というのは農業以外にもあらゆる産業活性化の部分で使えるという基金なものですから、それをずっと今現状のようにやって、また今後もやるということになると、ほかの産業に関してですね使える部分が少なくなっていくので、町長が考える農業支援、あさぎり財団ですかね、こちらのほうに移行するということだったものですから、これ一般会計予算か、計上する、もしもそれができた場合は、一般会計から計上するものじゃないんじゃないかなと思うんですけどその辺はいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） これにつきましては、議員おっしゃるように数年前からですね産業活性化基金を取り崩して、それを町のほうに繰り入れをしてそして負担金として支援センターへお流しをしております。で、確かに産業活性化基金自体がですね限りがありますので、それにつきましては、いつなくなるかということがわかりません。産業活性化基金の取り扱いについては、協議会においてですね議論もなされてきております。その中で、議員御指摘の中にもありました、もともと支援センターというのは自立志向型で未来に向かっていくというようなですねお話もあっております。それが本当で、つまり基金を取り崩してそちらのほうに充てるのかというような話も、お尋ねもなされておりますけれども、この支援センターの役割というのがですね農業に対しては、今必要とされる労働力不足の観点からいってもですね、今からその拡充を図るべきところでありまして、それに対して目標とすれば自立を目指していくというような考え方はもちろんありますけれども、その中で足りない分を補ってそこから捻出をしているというような状況が現在の状況であります。で、最終的には必要が生じた場合、しかも基金というものがですね底をつくような事態になった場合ですねには、また財政のほうとですね協議をしながら、町の方の方向の一つでもありますので、そこは協議をしながら、また協議を進めていきたいというふうに考えます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。副町長。

●副町長（加藤 弘君） はい、私も支援センターの理事長として一言、今考えていることをお伝えさせていただきたいと思います。今おっしゃいましたように産業活性化基金を一般財源に繰り入れて、そして一般財

源から出しているわけですが、この支援センターには二つの目的がございます。一つは、受託事業をして農家の支援をするということと、もう一つは公的な部分が実はあるわけですね。町ではやれない公的な部分がありますので、その公的な部分はやっぱり一般財源を投入してでも町の農業の活性化にする、支援することがたくさんありますので、それは今後ですね、これからいろいろ議論を重ねていってですね公的な部分ではできればあったほうがいいかなと、理事長としてはですね思います。あと、いろんな受託事業しておりますので、それは自立すると。公的な支援センターとありますので、この二つの観点から検討させていただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。ページは75ページの農業経営診断委託料についてお尋ねをいたします。これは全協の際にですね詳しく結果報告なりありましたけども、1年の、改めて今年同じ予算をかけて、1,600万という予算をかけて計画をしてありますけれども、具体的に言えば、例えば去年はたばこ農家が多かったですから今年はどうちょっと違う部分に行きますとか、そういう具体的な施策を考えておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。それにつきましては、本年度から実施をいたしておりますけれども、たばこ農家が確かに多ございます。それから葉草関係ですね。それから畜産農家が2件というところで第1期の部分はですね。後半につきましては、やはりたばこ農家とかですねそういったところが多かった印象があります。で、来年度、令和3年度につきましてはですね、そこら辺のバランスもとりながら自ら手を挙げられて、やってみたいという方はですね、そこはもちろん受けてもらってっていう考えはあります。それは定員というのが大体30名程度っていうのを考えておりますので、その中でバランスをとるという意味での部分ができるのであれば、そこはバランスをとりながらですね、もっと幅広くどうですかというところでこちらからもお声かけをしていきたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、この結果報告の中にですね、浮かんできた問題点とかいろいろこの結果報告してあります。その中にマッチ用にカスタマイズをする。診断プログラムをですね、そういったことも提言しておりますので、こういったことをやったらですね、私は一言で言えば、こう1,600万かかるのかなと。ちょっと思うわけですよ。というのが、農水省のですねここにこの中小企業診断士の方が提言されている中で、農水省の経営局経営政策課っていうところにですね、農業経営指標分析プログラム、それからネットで調べればまだいろいろな分析のプログラムが指標があります。そういったこともですね、何といいますか、町でできるものならば町のほうでやって、町のほうでやってといいますか中小企業診断士に丸投げするわけじゃなくてですね、そういったことを考えられませんか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。そういう手法は、商工業でもですねいろんな制度を利用してきました。しかし、1通りの方通りな診断だけで、後のフォローがあんまりないんですよね。テキストに乗ったようなやり方で、そしてそれに沿ったような回答が来るだけで、そのときは受けられた商工業者にしろ農家さんはわかりましたって言われますが、後が続かない。結局改善につながらないんですよね。そこで、私たちがやってきてこれはいいなと思いましたので、これをぜひあさぎりでもやってみて、農家さんたちにこれをやってみて、そしてやはりそこで出てきた課題をやはりずーっと伴走型でやっけていながら農家さんの経営も改善していく。そしてまたあさぎり町としても取り組めるところは取り組んで改善していく。そしてやっぱり経営意識というものを植えつけていくことが大事ではないかと思っております。有識者会議の意見も取りまとめてまた

御報告させていただきますが、やはり県でもですね言われてるのは、我々は営農指導はしっかりしてきたと。だから、だけど経営指導については本当に足りなかったところがあったと思うと。今回このような取り組みをあさぎり町がされたことは非常に意義があるというようなことも意見もいただいています。ですので、私はまだあと12件の診断の結果がまとまっておりませんので、それが3月までには取りまとめましたらですねぜひ県にも報告して、そして県の御協力もながら、また県から国のほうにも上げていただいて、国にもですねやはり地方創生の取り組みとして、このメニューをぜひ認めてもらいたい、あるいはできるならば補助金もいただきたいというような働きかけをしていきたいと思っています。やはりあさぎりの農家さんたちは、育てるっていう技術は非常に高いものがあります。ほんとに立派な農産物をつくられてますが、やはりせっかく汗水流して頑張ってきたものですから、やはり利益が残るように、やっぱり努力に報われた報酬があるようにしていくために私はこれは必要なことだと思うんです。それで設備投資と同じように、やはり人には投資すべきだと思うんです。1人投資したものは経年劣化しません。どんどんどんどんスキルが上がっていきます。そしてそれは、親から子、先代から次の後継者にバトンタッチができます。これは財産になっていきます。ですので、今はちょっと高いかもしれませんが、長い目で見たらやはりこれは人という財産が私は人材という財産が、できるものだと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 私も農家でございますので、こういう経営診断とかですねやってもらうことにおおとして反対するものでもありませんけども、結果報告の中でですねあさぎり町への提言が1からいろいろありましたよね。こういったことが私から見ればすべて共通する提言だと思うととですよ。一人一人の一人一人じゃなくて、あさぎり町全体の農家がですね。だからもうこれだけ結果が1年で出たならですね、もうこれをもとにしてあとをまた何といたしますか、もう経営診断だけにこだわらずに町で先ほども言いました町の経営指標何だったですか、カスタマイズしてと、町に特化したようなプログラムをつくってでも今からやったほうがいいんじゃないかという提言もありますんで、私はとにかく1,600万というのは非常に高く感じるわけです。今ネット社会でありますから、ネットでずっと調べたらですね、例えば余り値段は言いませんけれども、そういう公的のところ使ったらばまだ安いよというようなことがありますんで、何といたしますかもっと予算的には、安くできないのかなあと。私農家だから言うのかもしれませんが。農家にこれだけを投資してもらうよりも、もっと他にできることもあるんじゃないかなというようなことで質問をいたしております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。令和3年度も引き続き30件の農家をやるのは、農家さんの経営診断をやるのはもう少しデータを集めたいというものもありますし、令和2年度でできなかった農家さんもありますので、次はうちも受けたいという希望もありますしですね。そういうこともあって、あと30件を令和3年度にお願いするわけですが、それとされたように、成果に成果が出てきて一応提案がなされてます。町への提案、農家さんへの提案、農家さんへの提案は、これから伴走型の指導の中で各農家さんにそういう経営手腕をですね、経営手法を指導していかれると思いますし、町としても取り組むべきものは取り組んでいきたいと考えています。今まだそのところの整備をこれからやる場所です。ですので、確かに先ほど言われたように高いという話も出てきてますが、やっぱりその金額に見合うだけの、やはりいろんな方法を私もやってもらうようお願いしていますので、これは、今現在から見ると余りこう成果が見えてませんが、これからやはり年数がたっていくと、私はこの効果がしっかり見えてくると思うんです。これからは本当にスマート農業とか、高額な機械入れていかなきゃいけません。その中でやはり利益率というのをしっかりと頭に入れて経営していかないと、売り上げが上がっていくけども、手元にお金が残らないというようなことにな

ると、やはりそれは先ほども言ったよう、せつかくの努力が報われないこととなりますので、やはり汗をかいた分、少しでも多く利益が残っていくためにはですね、こういうものも必要であると今まで、皆さん方にはこういう機会は少なかったかもしれませんが、なかなか御理解は難しいかと思いますが、しばらくしっかりと投資した金額以上の成果を上げていくようにですね、頑張っていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい今の、ただいまの件なんですけど、この事業はその診断を受けられた農家さんから見た場合には、町からの金銭的な補助助成に当たるのではないかと思います、担当課長としてはどういう御認識ですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） そこにつきましてはですね、考え方なのかもしれませんが、結局この経営診断の目的、最初に目的といいますのが、町、町に町を今まで以上に豊かにそして良くしていくというのが目的です。その過程として第1段階として、農家さんに対してそういった経営感覚とかですね、身につけていただくことによって、いわば元気になってもらう。そういった技術をつけてですね、そうすることによって最終的に町が潤うという形になるものですから、そういう意味でいうと、補助というような感覚は私的には思っておりません。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 同じ事業を仮に農家さんが個人負担でですね自分ところ診断を受けられるとしたら、やっぱりそこに金銭的な負担が伴いますよね。当然、そして結果的には当然そこに農家さんこの農家さんが元気になられて、それはもちろん、いいことなんです。結果的に町全体も元気になると。ですからその際、究極的な事業の目的としては今おっしゃった課長おっしゃったようなことで、そこは全然していないし、いいことだと思います。目的とする分は。ただ、ちょっと細かな部分をしますと、私の判断はですね、やっぱり部分的に農家個々の個々の農家さんに対する補助、助成という形になってると思います。すべてじゃなくても、ここでこの次の今年伴走型でやられるという部分につきましてはですよ、完全にそこにずっと個々の農家のですね経営の状況に反して今度は支援をしていくわけですから、もうそこはもう完全なる補助だと思いますね。それがいいか悪いかは別としまして、悪いというつもりはございませんが、課長は今答えの中でですね言われましたから意識しておられると思いますが、地方自治法にはですね、普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助することができるとあります。だから補助はできます。通常100%の補助というのはほとんどやらないですね。ですからそういった部分で、あるいは補助をやる場合に、これは改めて言う必要ないですけど、公益性、公平性、有効性、適正性、適格性、そういったこれは相手言葉で言うそうですね、そういったものがきちんとクリアできてなければいけない。これを補助事業とふうに仮に捉えられた場合ですね、そういった部分の町内での議論というかそれがチェック機能が果たされていたのかなあという疑問が私は感じております。その事業の目的としてですね、農家さんを元気になっていただいて町を元気、さっき課長おっしゃったとおり、そこについても何ら否定はしません。ただそこにですね、町が地方自治体が公金を投入してやる時ですね、その付近はそれなりの慎重な部分がないといけません。補助金等審議会というのがあってと思います。予算編成するときには必ず、チェックを働かせるんですよ。団体の補助なんかするときに、ですから、農家のためになるから町のためになるからというそこだけで思考停止をしてですね、そういった何か自治体としてきちんと押さえないかん部分をですよ、もしかしらば抜けてんじゃないかなあという疑問もちょっと私は去年、今年度ずっと途中からですねこの事業のあり方を見ながら考えておりました。ですからこれはもう動き始めてますから、なかなかそこに何か私はケチをつけるつもりはないんですけど、自治体としての補助金を出す時はその辺の最低のチェックというか確認はしていかな

いとですね、今度他の事業をするときに、何でもあり、ちょっと表現悪いんですけど何でもありになってしまう、そういった疑問がどうしてもあります。その付近もですねちょっとあのいろんな先ほど課長おっしゃいましたとおりの認識の違いもあるかもしれませんが、私はずっといろいろ考えた中でですね、疑念が残っておるところでございます。お答えも難しいと思いますけど、もしその付近の検討がもしなされたのであればですね、それも含めてお答えをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。確かにですね、農家さん一人一人を応援するという見方からすれば、今小谷議員が言われるとおりですが、実は一戸一戸の農家を診断させていただいて、そのデータをいただく。もちろん個人情報ですから開示できない部分は開示しませんが、でもデータをいただいて、あさぎり町の農業経営の傾向を見ていく。そしてその中で、何を応援すればいいかを見定めて、そこにほんとに有効に補助金を使っていく。だから、いわゆるデータ収集なんですね。そしてその中で、やはり国とか県に働きかけて、こういう支援をしてください。今までいろいろ農家さんを支えるために、国も県も支援を、策を講じてこられました。でもやはり、私も一次産業の経営者としてやってきて、やはりもうちょっとこういうところにしてほしいんだけどなっていうのを痛感しながらやってきましたので、私は農業は全く異業種ですからわかりません。でも、やはり見てて同じ一次産業として見てて、やはり悩みが一緒なんですよね。ですから、やはりいただいたデータの中で、ほんとにこの地域の農業がこれから反映していくように、そのためには、どこをどう支援していけばいいかを見定めるために、30戸の農家さんには協力していただいたというような見方でもあるわけです。で、せっかくだから、皆さんたちの経営改善のお手伝いもさせていただきましようというような考えでやっております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今町長おっしゃった部分は先ほども私言ったつもりですけど、事業の、何ていうかな、大きな目標というか、その部分についての否定するものでございませぬ。そこに、先ほど課長もおっしゃったとおりだと思っております。ですから、ただし、私はさっき言った重複して言いませんが、さっき言ってます。その視点をですねきちんと行政としてはですよ押さえていかないと、本当言葉は悪いんですけど、何でもやれるというんじゃないって縛りがありますから、自治法もありますし、その中で私がさっき言ったような私の考えですよ。ちょっと疑念がある、部分的にあるんじゃないかなと。そういった意味で申し上げております。なんかな町長がおっしゃるその農家さんを元気になっていただいてあるいはそのデータをいただいて町の施策に反映させる。その分については公のものとしていいわけですよ。そこは全然否定してません。ただ全体の中の一部的な、結果的に個人の利益につながっていく部分はやっぱりあると思うんですよ。その部分は、もしあるのであればそこはですねきちんと考えていかないといけない。簡単に言うとそこにですねその部分をどういう計算するかわかりませんが、例えばその付近の仮の話ですよ。3分の1負担してくださいとかそういう発想も取り入れていかないと、補助制度としてはですね、100%をやみくもにやったらですよ、なかなか公平性、他の方の公平性はどうなるかとかそういう問題も出てくると思うんですよ。ですから、基本的な形としての話を私はそうあるべきじゃないかということを上げているところですよ。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。基本的にはですね、先ほど町長からお話がありましたとおりで、私もそういうふうを考えておりました。ところがその小谷議員が言われるような部分、側面がないわけではないかなあということもちょっと今指摘をされたところで、感じたところでございます。ただ、これにつきましてはですね、令和2年度に初めてやった。どこもそういった例がないというような事例でございまして、例

えばその農家さんからですね、自らじゃあうちををやらしてくれというようなこともなかったわけですね。1番最初の取り組みというのが、そういった農業に、農家に対する経営診断というものが、今まであんまり例がなかった部分でもありますので、もちろんこの球磨人吉のっていうか、田舎のですね農家さんからしてみても、経営診断ってJAも多少のことはやっとならしたいというようなことも聞いておりました。そういった中においてですね、ほんとに専門家、プロの方に町のこういった今後の行政の方針として生かしていく、データをいただくというのが、まず根底としてあってですね、そういった中にその過程の中にやっぱり農家さんにも元気の元気になるというふうなこともありましたので、確かに御指摘の部分はあるにあると。あるのかなというのは多少感じる部分ではありますが、そこはですね、やっぱりさっきの繰り返しになりますが、お金を多少の負担をいただいてということでもしもこれをやったのであれば、私は実現はしてなかったというふうに見える部分もございまして。そういった意味においてこれから町が変わる、変わっていく、農家の皆さんが変わっていく。こういったことをですね考えていくのであれば、やはりそこは議論が、議論というのが、その補助金の部分というところはですね、確かにそこまでは最初は考えていなかったところなんです。ただ、結果的にはといいますか、今現在はそこはやっぱりあえて先ほどから申しましたことを考えますと、全体的に考えますと、それはいいのではないかとこのように私個人としては考えております。

◎議長（徳永 正道君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時40分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑、ほかにございませぬか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。農林振興課にお尋ねします。76ページ。負担金ということで、農業経営基盤強化促進対策事業費として、認定農業者女性の会、そして農業後継者育成指導費のほうで女性の会の補助金というのが出ております。これ毎年見ている金額だとは思いますが、令和2年度です。各会の実施状況と成果などは把握されているでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。本年度における実施状況、それにつきましては、まだ会計について補助金は支出しておりますけれども、内容についてはまだ把握は、今の段階ではできてないところなんです。はい。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。是非ともですね各会で開催された内容などですねきちっと把握されておきたいと思いますが、会員に重複があるとかですね新規の入会があったとかそういうところも重ねてお尋ねをしたかったんです。で、先ほどから経営診断についての委託料のことで話っておりますけれども、私この女性の会ですね補助金にしましても結局農水省のホームページとか見ればですね家族で経営していくこの農業という経営体ですね。そこで女性がしっかり活躍をするっていうことは非常に大切だと、農業女子プロジェクトというものもございまして。そういうことをかんがみるとですね、やはりこれからは農業が一つの経営体、企業となって、一つ一つの経営体が、しっかりと利益を出して行って、そして納税ができる。そして町に貢献できる。そういう大きな産業のですね役割を担っているということは間違いのないわけなんです。ですから、そこに特にですね農業を支える女性の方たち、そういう方たちが学べる場というところではこの補助金を活用して、女性の会というのを広げていく必要性がすごく大きいと思ってるんですね。経営診断の中では、恐らく御主人とかお父さんお母さんとかが主にそういうのを見られるのかもしれないけれど

ども、やはりそれを支えていく奥さん方、そして子供さんとか、その担い手の若いお母さんたちっていうのが勉強していく必要が物すごくあるわけです。だから私はこの経営診断というのは非常に大事なものでありますし、それが今後、国も言っているとおりですね、女性が活躍するための足がかりにもなります。そこでしっかりこの農業を支える女性の方の学びの場とか、そういう機会をですね、増やしていただければというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。今女性の活躍する場っていうか、農業に、農業だけではなくて、農業だけではなくですね、いろんなところで女性の活躍の場というのはもう一昔前からですねずっと広がってきているというふうに感じてます。農業に関してもですね、こういった今回の補助金をもう以前から支出をしておりますが、女性が女性だけが集まってですね、いろんな意見の交換をする。そのことは家庭では一昔前まではなかったのかもしれませんが。ただ、もう時代も変わり、世代も変わり、そういった中でですね今家族協定という認定農業者の方間で家族協定というのをかなり以前よりもですね結ばれている、申請をされるそれは何かというと、家族内でいろんなことを共有してですね情報交換、それから働き方も含めてですね、役割分担も含めて、いろんなことを話し合いながら、よりその上の所得を目指すというか、経営を行っていくということで行くならば、やっぱりその男性だけ、女性だけというのではなくて、女性も女性ならではの視点というのがございますので、そういった意見を取り入れながらですね、やっぱり一緒になって考えて、新しいことに取り組んでいくというようなことが非常に重要であるというふうに考えております。そういったことを考えておりますので、こういったその補助金をですね流しておりますが、こういった場では2種類の補助金があるんですが、一つは認定農業者の女性の会ともう一つは農業女性の会ということで、これ何かといいますか、いうと、重複はしてる部分はもちろんあります。されている、会員のですね。認定農業者女性の会というのは、認定農家、文字どおり認定農家の方の女性の会です。それから、農業女性の会というのは、そういった認定農家ばかりの方じゃなくてですね、いろんな女性の方がいらっしゃいますが、取り組み内容はちょっと違ってですね、そしてこの認定農業者女性の会というのが、歴史的にまだ2年、2年ぐらいなんですよね。立ち上げられて、これは本来は1本で認定農業者会男性が主なんですけど、男性の方ばかりですね、言え、それからその内部でその大きな取り組みの中の一部としてあったものを、そういった言われたような女性の活躍の場とかですねいろんな話をもうちょっとこう盛り上げていきたいと。女性の方が盛り上げていきたいということで独立をされて、一生懸命その話し合いとかもですね、いろんな農業の経営だけじゃなくて、いろんな方面での話し合いも定期的になされております。そういった内容でありますので、私としましては、そういった活動ですね、どんどん盛り上げていきたいというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今回の経営診断の結果報告を農業団体の代表者の方々にお願いして意見を伺ったときに、認定農業者女性の会の代表、それから女性、農業女性の会の代表、それからJA女性の会の会長。お見えになりまして、この方々が言われたのは、パソコンを学びたい。それとその簿記を学びたい。そういう機会を設けてほしいということでした。結局やはり御主人がほとんど申告のときも男性の方が多いわけなんですけど、やはり私は、できたらこの経理はやっぱり女性の方にやってもらうのが1番ベストかなと。そうすると女性もですね家事もあって、もう昼間は田んぼ畑に出て仕事をして大変なわけなんですけども、さらに仕事を増やすことにはなりますが、でもやはり男女平等の意識からしたらこういう発言は不適切かもしれませんが、やっぱり細やかな仕事は女性が向いているといいますか、非常にいい仕事をされますので、ぜひですねやっぱりそういうものも私は浸透させていきたいなというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。お尋ねしようと思ってましたがもう町長が全部言われましたので、女性がですね、やはりこれからの農林水産業の中で活躍していくというのが本当に大きな役割を果たすというのはわかっておりますし、これが6次産業化していくところでも、今おっしゃったように女性の細やかな部分とか、アイデアっていうのが物すごく生かされていくと思うんですね。ですから農業女子が増えてるっていうのは、そこに可能性を見出す、若い女性は増えてるということなんです。そこをしっかりとですね押さえていただいて、これからのあさぎり町の農業の振興をですね止まることなくですね進めていただきたいと思いますので、最後にもう一度お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これからやはり経営体のあり方として、今家族農業が主流であります。私はこれ、これからその家族農業が法人化していくんだらうと思います。それが税制上有利ですし、またいろんな優遇面が出てきますので、そういう中でやはり経理担当というのが必要になってきます。そういう中でやはり女性の細やかさが必要になってきますので、また女性の特性を生かしたですね、農業のこれからの発展につながるような取り組みというのも一緒に協議をしていきたいと思います。私もあの農家の女性の会の人たちの会合には昨年度はコロナでできませんでしたが、その前の年は大分呼ばれて、女性の会の人たちともいろんな話をさせていただいています。本当にですねみんな意欲的です。ですから、やはりそのエネルギーの向け先というか使い方、そういうものをしっかりとやはりお示ししていくならば、すばらしい農業経営体が増えてくるんじゃないかなと思ってます。また地域も活性化すると思いますので、取り組んでいきたいです。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ありませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。はい、6番小出です。84ページの林業についてお尋ねいたします。木を伐採する際に、そういった伐採する面積に制限があると思いますが、どれだけの面積の伐採面積が制限があるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） 伐採する際の面積の制限ということです。町で行う事業というのが、通常町有林ですので、そこに対しての制限というのはちょっとそこにつきましては、また後日回答したいと思います。保安林とかですね、そういったものに対しては、林地開発の関係とか1ヘクタールを超えるものっていうのは、許可が必要ですので、そこに対しては県の県知事の許可をいただいているような形だというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。伐採の範囲はですね山には水源涵養保安林と、それから土砂流出保安林と一般林とあります。できれば国も県も保安林に指定したいわけですね。ですから保安林に指定するといろんな税制上の優遇措置がありますが、まだ一般林のものもあります。一般林を伐採するときには、市町村の、その市町村に許可をとるわけですが、これについては制限はありません。水源涵養保安林にしては、すべし、球磨地域で今年はこれだけの面積を伐採していいですよという基準が決められていますので、その範囲内で一つのエリアで10ヘクタール以内です。それから土砂流出の場合は、そこでそこそこでもう県のほうがこのところは1ヘクタールしか切つてだめだとかそこで決まっていますので、そういうところで伐採の制限はされています。それと今木材を流通するときには、きちんとそういう許可をもらった産地証明のついたものでないと今流通ができなくなっていますから、許可をもらわないで伐採することはまずありえないと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） 最近ですね、私久しぶりに皆越地区に上がって見たわけですが、皆越の白髪神社近くの高台から北側を見たらもうかなりの伐採してあつですね。正直言って大変なことになるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういった大量伐採について町からのそういった指導等の指導等あつているのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 今の御質問は私有林に対してのお話だと思うんですが、そこにつきましてはですね伐採届というものを町のほうに出していただきます。それでうちのほうで決裁をとりまして、何ら問題がないということで判断をしたときに許可を出してですね伐採をされているのが通称の流れとなつているところです。余りに多くの今言われた面積であつたりですね、とか土砂流出の、近年の豪雨とかにもありますように、そういった可能性というのものがあつた場合には、そこについては注釈的なものとかですわねいろんな御指導を申し上げて許可を出しているような状況です。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。確かに私有林であつてもですね、皆越地区は土砂災害危険力所の指定地ですよ。そういったところにああいう広い面積をしたら私は大変なことになるんじゃないかなと思いますので、そこはぜひとももう何か農林振興課だけでなくですね、総務課関係も含めてそういった指導すべきと私は思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 先ほど申しましたとおり、一般林にしろ水源林にしろ5年以内に杉とかヒノキとか人工林のところはまたもう1回植えなさいというような義務づけがされてます。広葉樹、雑木というのは、切り株から芽が出てきて萌芽更新しますからそれでいいわけです。ですからその義務を果たしてないとやはり担当のほうから所有者のほうに造林してくださいと再三注意をするようにはなつてます。ただ処罰の対象になつてませんけど、そういうところですね、今森林譲与税を使ってそして所有者から町が、村が経営を委託されて、そしてそこを造林するとか、そういうことはこれから取り組んでいくというのはさつき課長も説明しましたが、そういうことをやっていきますけど、大きい面積になるとちょっとそこまでいかないんですよ。だから大きい面積については、国が代わつて、あるいは県が代わつて植林をして分収造林で御存じだと思いますが、それを請け負つた作業した人が1割、土地の所有者が、ちょっと今はっきり数字覚えてませんが二、三割ぐらいとつて、あとの5割か6割は国がお金を使って植林をしているから、それは取り分になるわけですよ。そういう方法で、とにかく今小出議員が心配されているように木を切つたところがそのままに放置されないようなそういう施策はとられてます。ただ、やはりそこまで行くのにちょっと数年かかつたりするもので、特に球磨村がそういうところが多かつたんですが、球磨村はほとんどそこは改善されてきてますけど、そういうような、それが一つの流れです。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。ページ85ページの有害鳥獣駆除補助金でございます。このことにつきまして鳥獣別の被害額、それからまた被害発生地の把握はできているのか。について伺いたいと思うんですけど、実は皆さんお気づきと思うんですけど、今里山だけではなくてですね、平場にも県の管理河川の流域とかにピンクのテープを張つてですね、多分あれ鹿の侵入防止と思うんですけど、我々もう井口川周辺においてもシカを目撃とかしておりますけど、こういう場合に銃も使えないし罠も仕掛けられない地域にやっぱり出没するようになりまして、それに向けてどのような鳥獣害対策をとつていかれるのか、それを聞きたいがゆえの質問でございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。有害鳥獣に関しての御質問ですが、具体的な被害額というのは算定はできておりません。捕獲頭数の数値はですね、うちでも補助金を出している関係上そこは把握できておりますけれども、具体的な被害の状況というのは統計的にはできていないものというふうに思っていますが、町の中でどのぐらいの被害が出ているのかっていうのまでは把握はできていない状況です。この鳥獣害対策に対してですが、町の補助金としてですねワイヤーメッシュ柵の個人で設置される場合に3分の1の補助をするすごく少額なものですが、もう一つ有害鳥獣駆除対策協議会っていうのがございます。そこで、そこですね、国、県からですねお金をワイヤーメッシュ、大規模なものですね。取り付け等を行う場合には、そこで申請をいたしまして、そして例えば最近実施したところがその須恵地区割と多いんですが、それから上地区も一部あります。本年度も須恵地区で実施と、キロ数にしまして4キロとかですね、そういった範囲でワイヤーメッシュを張りめぐらせるというようなことは今現在一般会計ではございませんけれども行われているところです。それからそのほかに中山間直接支払い制度ですね、その資金を活用しながら独自に集落としてですね、ワイヤーメッシュ等を張り巡らして有害鳥獣に備えているというようなところもございます。具体的には町としての取り組みとしましては先ほど言いましたその捕獲隊に対しての捕獲されたものに対しての補助というものが現状でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 鳥獣害ということで鳥の場合カラスの害が非常に多いわけなんですけど、これもなすがままの被害ですねいろいろこういう雑誌とか見ますときに、特殊な周波数を出すような音響をですね設置した場合におっ払うことができるとか、いろいろ機器が今出てるようなもんありますんで、やっぱその辺のところも考えてですね、ただの捕獲だけでなく追っ払うためのいろいろなそういう機器が出てればそういうのにも補助を出すとかですね。それから先ほど言いましたように平場にも鹿がおりてきてますんで、そういうのが本当にこの害をしたら相当あの、今たばこのマルチあたりもですねかなりやられる可能性があるんでピンクのテープをはってるらしいんですけど、やっぱりそういうことやった場合のなかなか対象ができない場合ですね、やはりその辺のところまでも考えた補助金のあり方というのを考えてほしいと思いますけどいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。そうですね、今おっしゃられたカラスの被害であるとかシカの被害、今そういった話、被害の状況というのは聞いております。で、それをそれに対する対策ということで申しますと、今現状ではできておりませんので今後ですね、そういったことも勘案しながら、カラスに対してはそういった音で寄せつけないとかですね、そういったことも過去には考えてきたこともございますけれども、決定的な対策になってないというような話も出ておりますので、そこについても今後の検討課題かなというふうに思いますが、作物に対する対策ということ作物を守るための対策でいいますと、やっぱり地域の方がですね主になって連携をしながらですねやられるのが1番今の姿のほうがいいのかと。それでも防ぎ切れないということで申しますと、やはり捕獲隊による対策ということでしか現状ではちょっと考えられないところではございますが、それ以上にですね、今後はまた検討をしてみたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 最初、最後に聞こうと思ったんですけど、捕獲隊、駆除隊、の齢化でですね、あと駆除隊自体がいつまで存在できるのかというような心配もあるわけなんですけど、今そういう後継者、駆除隊ですね、あの銃の免許を持っておられるような方がですねちゃんとしたその後継者育成についてのですねやはり見通しは課としてはお立てですかね。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） 現状では見通しはたっておりません。ただ現在の状況といたしましては、年に数名、数名というか1、2名ですね。が新たにとりたいたいからというところで申請はされております。ただこの捕獲隊に入るためには、やっぱり隊長さんの了解だったりですねいろんなハードルもございますので、ハードルっていうかそのそんなに高くはございませんが、そういったことで非常に今現在ではやっぱりおっしゃるとおり後継者としては少ない数ですので、そういった対策もですね、ちょっと検討していかなければならないというふうには考えます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。ございませんか。次に商工観光課分について質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。2番岩本です。87ページですね商工施設費の電気料で、484万7,000円というのを計上してありますけど、先ほど課長から説明があった水銀灯ですね、商店街のですね。それに関してなんですけど、以前水銀灯が2000年に課長が説明して、生産が中止になるということと言われて、その後LED化にするとか、そういう計画をたしか持っておられるって聞いていたんですけど、その後の進捗状況というのはどういうふうになってるか、教えてもらえませんか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。商店街街路灯についてのお尋ねですけれども、確かに水銀灯が2020年には製造中止になったということで、LED化ということで設計までは終わっております。ただ、その整備をしていく上で、財源に関して非常にこう持ち出しが多くなるというところで、非常にそういった持ち出しを気にしながら年次的に整備を進めていこうということなんですけど、一応過疎債、合併特例債につきましては、商店街と言われる中心市街地には該当するんですけれども、それから外れたところに関しましてが、その起債が使えないということもありまして、現時点ではもう少し延ばしたところで年次的に進めていこうということになっております。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 環境省が出しているLED化照明導入化促進事業ですね。その中の商店街における街路灯のLED照明の導入促進事業、これは25万以下の小規模町地方公共団体を対象にLED化照明導入を支援するというので、調査計画策定の費用を4分の3国が出すと。あと取り付け工事費用については、個人的に民間事業者に対して3分の1を補助するというので、一応環境省がそういう事業を出してるんですけど、これを使ってですね、あと当然この街路灯に関しては以前商工会と確か2分の1ずつ町が負担してたんじゃないかなとちょっと私も記憶がちょっと定かじゃなかったもので、つける人のですね、つける人とそこで、できればこの分野に関して産業活性化基金っていうのは使われいいのか、そこを含めて環境省の事業っていうのを導入していくっていうのはないのかということお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。現時点では、環境省の補助金については全く調べてないところがあります。平成元年にですね事業所2分の1、商工会2分の1、要するに商工会については町の補助金ということになりますけど、そういった財源で設置されております。そして合併して平成16年に全部町へ移管されております。ですから、それ以降町が電気料も負担してきたと。そのときの取り決めで移転撤去はもう町の方針に従いますということでした。そういったところで、今回取替えを考えているのは、もうすべて町で要するに事業所名は入れないということで町で100%やってしまおうというような計画で進めておりました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 今、菅総理が進める低炭素あるいは脱炭素ですね、それにもやっぱりLED

ってというのが合致していく部分であるものですから、できればそういう環境省のLED照明導入促進事業というのがありますから、それを導入してですね、商店街、個人、今課長が言ったとおりの町にするのにもそういう4分の3の600万から800万ですかね。補助が出るということですので、そういう方向で、できれば早く進めていってほしい。それはやっぱり電気代が484万、試算をしたことはないと思うんですけど、LED化することによって、今現状の電気代の3分の1ぐらいはできるんじゃないかということなものですから、その分差額を考えた場合に、もうするなら一遍にやったほうがいいのじゃないかなと思ったもので質問しました。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。この問題についてはですね、担当課長の北口課長が一生懸命頑張ってくれます。で、もう御存じのとおり、もう3月で退職されるわけですが、その前にしっかりと道筋を立ててというような意気込みがあらわれたんですが、もう一つ本人が言われるかと思ったら言われなかったので、私があえて申しますが、建てる場所の問題があります。だから私は新年度になってから、商工会にその辺の御協力をお願いしようと思うんです。土地の交渉を。すべて町だけでやるんじゃなくて、言われたとおり商店街の部分でしか起債が起こされない。他の地区についてはもう街灯に変えていかなきゃいけないですよ。だからそれはもう町でやりますけど、やはり商店街については電柱を建てる場所、すいません街路灯を建てる場所、そういうところを1回商工会と協議してやはり商工会にもその辺の土地の交渉をですねお願いできないか、私はそういうところで考えてます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。北口課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 施設管理費の中の電気料の484万7,000円のうちですね街路灯に係る光熱水費に関しましては、うち165万円程度が街路灯に係る電気料になってます。それと基金の活用についてですけれども、なかなか基金残金も減ってきておりますし、総工費、設計の総工費を見ますと、非常に厳しい状況になっておりますので、基金活用は今のところ考えていないというところです。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 振興社についてお尋ねをいたします。今回地域おこし協力隊を募集して配置をするということの説明でありましたが、どのようなことを振興社でさせようと、例えば募集かけるにしてもですねしっかりとしたメニューがないと該当しないわけではありますがどういう方をということをお伺いしたいのと、去年の決算で私は振興社が160万の所得税を納められました。ちょっともったいないじゃないですかという話をしました。やはり振興社は今まで補助金をもらったり、あるいはふるさと納税の委託料で運営していた。そういうものが大きなシェアを占めていたわけで、そこで生まれた利益があそこに所得税として納めるというののもったいないんじゃないですかというお話をしましたが、今月が決算ですね。どのように今処理がなされているのかということをお伺いしたいのと、もう1点は、販路拡大事業は今回500万ありますが、私は振興社と農家、あるいはまたそれぞれの加工所、企業がありますが、コラボした商品、新しい商品というものがどれだけ生まれてるのかな。どれだけ協力し合いながら振興社が主になって新しい商品づくりに邁進しておられるのかというのがちょっと見えないので、今年度、来年の来年度ですたいね3年度、どのような取り組みをしようということをお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。地域おこし協力隊についてはですね、まさしく地域おこしです。地域おこしにやはり経験のある方、あるいは知識のある方がおいでいただけたらもうベストだと思います。そういうふうな活用をしていきたい。あさぎり財団をつくっていくという準備の段階でもそういう経験をお持ちの方がいらっしゃると助かりますし、また、それを運用していく中でも、やっぱりそういうことに対しての知識と

か、意欲を持っておられる方がいらっしゃったらというふうに考えてます。それと農家さんとの連携ですが、これからですね商品開発はやっていこうと思っけてます。ふるさと納税の返礼品もやはりもう少しメニューを増やしていかなくやいけませんので、そういうところで商品開発はもう既に幾つか案もありますので、実は令和2年度に動く予定でしたが、ちょっと移動が制限されたために、そういうことでちょっと動けませんでしたので遅れましたけども、令和3年度はコロナがある程度を落ちついて移動ができるようになったらですね、商品開発をやっていこうと思っけております。既に名前の売れた飲食店、あるいはそういう食品加工場、そういうところに監修していただいて、そしてあさぎりのそういういろんな農産物、肉とか、そういうものを材料に商品を開発していけばというふうに考えてます。そういうことをやっていきたいなというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 溝口議員おっしゃいましたとおり、確かに昨年の法人税が162万ということで補助金含めてのその分が含まれていると。今年もですね非常にこうふるさと納税も伸びております。ただ、機械が老朽化した部分についての買い替えとかそういったものも実施しておりますし、そしてちょっとすいません。納税対策については十分とするような指導はしてきたつもりです。そして補助金ですね。本来でしたら、令和2年が100万円、令和3年が50万の予定で50万ずつ減らしていく予定が、令和2年、令和3年とも補助金の予算計上はしてない状況です。それと販路拡大につきましては、今年はコロナ禍ですね、なかなか推奨商品の審査にも商品が上がってこなかった。特に特産品開発については、推奨商品の認定がやはり登竜門といいますか、そこが窓口になってますので、そういった商品がなかなか出てこなかったというのは事実です。ですが、一昨年につきましては例えばニンニク、そしてシイタケ、そういったものを原料とした商品も生まれてきてますので、また令和3年になりましたら、そういった取り組みも進んでくるんじゃないかなと思っけております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。税対策はしっかりとお願いしたいと思います。そんな利益が出たら税金で納めるより1回町に返還しとったほうが、私はそっちのほうがいいんじゃないのかなというふうにも思うわけであります。新商品開発については、私はふるさと振興社の役割というのは非常な大きいものがあるんじゃないかなというふうにも思うんです。農家さんにしたって商品まではつくれないんで、しかしながら材料はいっぱいあると。ただ何て言いますかね、もう2次製品ですから、2級品といいますかね。やはりそういったものをやっぱり活用しての新しい商品づくりというのは私はもう農家さんも助かるし振興社も私は助かっていくのではないかなと思っけて、企業であつても毎年毎年新しい商品づくりにもう知恵を出しながら研究しているんで、私はそこの辺の役割をふるさと振興社しっかりとやっていただければいろんな方々が潤ってくるんじゃないのかなというふうに思っけて、もう少しこの辺の力を入れていただきたいなと思っけてます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。農産物の2級品、一応市場価値が低いもの。ところが実はこれは宝の山ですよ。いかしようによつて。利益ちゅうのは実はここにあるとよく我々もビジネスの研修の中でいつも言われてました。ですから、この2級品をいかに上手に売るかということは大切ですし、今議員言われたように、それがふるさと振興社の仕事だと思っけてます。ですから、そこ辺はまたですね、しっかりとやっていきたいと思っけてます。そのためには、やはりそれぞれにやっぱり経験、ノウハウを持った人材を集めていかないと、私が今回の施政方針でも申し上げましたとおり、今あさぎり町内だけではあさぎり町の課題を解決できない。やはり外からの人材を入れて、そして地元の人材と交流をしながらお互いに切磋琢磨しながらやはりその人

たちが能力を発揮してくれることであさぎりの農産物が生かされていく。私はそう考えてます。その中で、やはり経営診断もやりながら農家さんの経営力をつけていくというような考え方で取り組んでいますので、1年間設立に向けてちょっと準備がかかりますが、その中にもう既にさっき話しましたように特産品の構想もありますので取り組んでいきたいと思います。そしてまたふるさと振興社の従業員さんたちもですね、本当に非常に安い賃金で働いてもらってました。ですからその辺のところはもう少しずつですが改善させていただいてます。ちゃんとした給与制度をつかって、その中でちゃんと給与をもらっていく。そして、1年ずつ少しずつは昇給していく。そういう給与システムをですねつづけてもらってますので、職場の待遇改善もしながら、彼らも意欲がありますから、その意欲で頑張っていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。次に建設課分について質疑を行います。質疑ありませんか。森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 建設課に、13番です。1点お伺いしたいと思います。費目は河川総務費の中の12節の委託料で樋門管理の作業委託料ということで、球磨川に排出する門の19カ所分を国からの委託を受けているかと思えます。それに加えまして町からの委託が1件ということで、合計20件そして数えてみますと球磨川を両岸挟んで8つと9つ、8つと10ですかね。そういったことで管理してるかと思えますけれども、昨年7月豪雨の中でこの期間の操作あたりにつきましては大変こう捜査員の方は苦慮されたんじゃないかということでございますので、このような非常時の危険マニュアルと申しますか、そういったことの策定というのはなされてるんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、樋管樋門操作員の操作マニュアルでございますが、これは毎年操作員さん集めまして操作の講習会等を行われております。非常時のマニュアルというのをですね、私どももいただいておりませんが、その都度ですね国のほうから、今回の場合はこのような対応をしてくれというふうな個別の操作方法の連絡があつておるようでございます。例えば7月豪雨につきましては、操作員の方はそれぞれに待機されて球磨川の河川のほうがバックウォーターする状況でございましたので、もう閉められておるようでございます。9月の台風だったですかね、その時には事前に連絡がございまして、もう危険なので門を10センチだったと思えますが10センチほどだけあけて、でもそのあとはもうそこに待機しないようにというふうな、その都度その都度の操作の指導がされているようでございます。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） 現在球磨川治水プロジェクトということで立ち上がってございまして、その内容につきましても説明を受けたところでございますけれども、実際被災最少値を減少させるということが第一で、5年をめどに計画されているようでございますけれども、特に北部川の樋門関係につきましては、治水対策にあるような田んぼダムというような設定はとてできません。ですから今回起きた3地区の内水氾濫みたいなやつ抜本的な対策というのは、河川の削るとかそういった、それから堤防かさ上げするとかということではちょっと今後の樋門操作も含めてちょっと厳しいんじゃないかというふうなことでございますので、町としてこの国の支援以外で考えることがございましたらお知らせできればということです。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。議員が申されました流域治水関係でございますが、今年の出水期までに取り組むこと、それからそれ以後の長期的なことということでいっております。で、国県それぞれに河川しゅんせつとか掘削等を進めておりますが、町としましても河川のしゅんせつ等を予算化し進めているところでございます。また、昨年7月豪雨での越水関係でございますが、県管理河川のところで越水があつてございますので、そちらにつきましては県のほうに、とその状況の報告と現場の確認、情報共有を行ってお

りまして、あわせて改善の要望等もお願いしているところでございます。ただ、まだそれにつきましての正確などのような施策をされるかというについてはまだ御連絡がございませんので、ございませんが、なにがしかのを進めていただくものと考えております。両方連絡が入りましたら、地元のほうにでもございますが、議員の皆様方にも御連絡したいと思っております。町としましては、町管理河川の土砂のしゅんせつをまずは出水期までに行いたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（13番 森岡 勉君） それぞれの区分がございましてですね、そういった内容かと思えますけれども、ただ私が今申し上げてる地区につきましては、それがもう現在の地を離れてかさ上げしたところに移るかということしか問題解決ができないので、そこに住み続けるということになれば、例えば川瀬地区みたいにポンプ場を設置するとか、そういったあの場合地区におきましては木上溝が合流しておりますので、非常にこう水が抜けにくいところでございます。そういったところを考えますとですね、今後の緊急な対応はそれでよいいたしましても、今後の対応を、やっぱり県なり国あたりに要望を再度続けていただきたいと思えます。町長からお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。深田地区の植の里、それから須恵地区の川瀬地区、寺池地区ですね。今回の非常な災害を受けて、とりあえず次の出水期までにできる対応、それからちょっと時間がかけてでも、今度はもう永久的に安全な減災につながるような、防災減災につながるような施策をお願いしています。そのことについては今国土交通省の八代河川国土事務所のほうにお願いして、今県のほうと検討していただいて、県が測量していただきました。ですのでその結果については近いうちにさっき課長が言いましたように現地での説明会がありますので、その場所でしっかりと説明がされると思えます。それから議員言われました樋門操作につきましてもですね、そのことにつきましても、やはりこれはもう球磨川は国管理の河川ですので、そちらのほうもしっかりとおつなぎして今後の災害のときのマニュアルなんかもしっかりとですね説明していただくようお願いしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。92ページの道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料3,300万で10人という説明でございました。大体毎年1回ぐらい私この件について質問をするんですけども、この予算と人数ですね、特に今から春から秋、夏から秋にかけて、ほとんどの作業は草刈りの作業だと思えます。こういったところでこの10人、無理しておられるということはございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。作業班のほうでですね、やはり計画的にさせていただいておりますがやはり夏場は繁茂期については、大変遅れたりすることもしばしばあるようでございます。そのときにはですね、支援センターのトラクター設置の除草機がございましてそちらを依頼して対応しているということで、極力そういう時期にはそういう調整を行っているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 私はそこを言いたかったです。特にですね今年支援センターにはもう1台ユンボウにつけたあれですね、アーム型のあれが入っておりますよね。はい。ですからですね、アーム型1台で今までやってきた時にはほんとに稼働率は大変高かったと思えます。そしてまた故障もしていたように聞いておりますので、今度は2台ですだから、民間、民間といいますか農家とかいろいろなところから注文を受けた場合はそれ以外のときにはですね、極力空いた機会を利用されまして作業員さんにも無理のないような、そしてまた作業員さん話を聞きますとなかなかその住民にも何といいますか、募集に対してなかなか重

労働だからと思いますけども、今とにかくやめられる方もいらっしゃるというようなことも聞いておりますので、そういったところもですね、作業が少しでも楽になるように、そしてそういったところで考えてほしいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。作業員の方々の状況とかもですね担当とあわせて確認させていただきながら、また、支援センターの機械につきましても予算も関係しますが、有効に活用しそういう作業環境のですね改善につなげていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） すいません。土木の公園費についてお尋ねしますが、岡留は周辺は年度、年次計画で整備させていただいております。今回遊具の修繕等が入っておりますが、子供たちからするとですね、岡留公園は地理的にも非常にいいんで、遊びに行く子供たちいっぱいおります。だけど、もう中には宇宙ランドがよかて、一方はまたくらんど公園がよかっていう子供たちもおります。やっぱりそこその特徴があるんですけども、やっぱり遊具がですねちょっと数が少ないんじゃないかなと思うんです。広場はもう確かに確保は、ある程度確保しないと、あそこがまた特徴であります。だけど、もう少し充実するところがあるんじゃないのかなと思いますけど、その辺の検討はなされたことはありますか。愛甲町長時代に私は一回この辺は話をして、その当時は検討して何かいいものがあつたら逆に提案してくれて言われたんですけども、私がそのまましてるんで、その後の検討がなされたのかなということをお尋ねしたい。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。前愛甲町長のときにございましたのが、ありましたのはそこにミニの機関車とかを回したりとか、そういうのもいいんじゃないかというお話もございました。実は、今年度から、おかどめ幸福駅と合わせました周辺の整備を計画するために関係者の方と寄っていただいて意見を集約し、遊具であつたり環境であつたりそういう検討していくようにしておりましたが、7月豪雨の関係でできておりません。それにつきましてはやはり令和3年度におきましても、やはりコロナ禍であつたり災害等が大変ございましたので、そのについてはちょっと一度休止しておくようにしております。ですのでやはりその遊具については、現在、過去にでございますが、私になりましてからも更新であつたりとか増設については検討はできてないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。最後に、上下水道課分について質疑を行います。ありませんか。上下水道課分について質疑ありませんか。各課について、質疑いただきましたけれども全課にわたっての質問があればここで受けたいと思います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 先ほど定員管理の話もありましたが、新年度の以降の定員管理計画、あるいは、4月1日現在で予定が立っていればですけど、各課ごとの人員配置ですね。それについて、今日でなくても結構なんですけど、次回の最終日ですか、でも結構ですしデータでも結構ですけどお示しをいただければありがたいなと思っております。あわせてですね今年度、今年とか新年度、現在からもですけど、特殊性としてコロナワクチンの接種体制というのがやっぱり大きな仕事だと思っておりますので、それに対する人員の確保、会計年度任用職員さんの確保がこの前とかちょっと以前聞いた段階でまだ確定できてなかったように聞いていますが、今日担当課がおられないかもしれませんがそういったことを含めて、人員体制がですね、職員の、正職員の方も含めて、あるいはそういった会計年度任用職員さんも含めてのですね、体制整備、まずコロナワクチン対策、あわせてそういった影響を含めて町全体の、今回課の変更もでございますので、そういったことを含めましてですね、職員の人員配置、これは個人を言ってるわけではございません。人数の問題ですけど、そういったものをお示しをいただければと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。今回の当初予算の編成した各課のそれぞれ職員を配置しておりますので、その基礎となった人数をお示ししたいと思います。会計年度任用職員もあわせてお示ししたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございせんか。  
（「なし」の声あり）

## 日程第2 議案第90号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第90号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1月平均給水件数、事業所等を含む、5,822件、2年間総給水量150万5,297立方メートル、31日平均給水量4,124立方メートル、4主要な建設改良事業、配水管布設、布設替工事ほか事業費2億46万9,000円。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益、3億8,639万4,000円。支出、第1款水道事業費用、3億3,852万5,000円。3ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,343万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,534万7,000円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,809万円で補てんするものとする。収入第1款資本的収入2億9,036万7,000円、支出第1款、資本的支出3億8,380万4,000円。第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道整備事業、限度額1億8,240万円。起債の方法、利率、償還につきましては、記載のとおりとなっております。4ページをお願いいたします。第6条一時借入金の限度額は4,000万円と定める。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1職員給与費3,735万9,000円。第8条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。詳細につきましては29ページをお願いいたします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部でございます。目の3行目、1目給水収益、節1水道使用料、これは、令和2年度の水道使用料の実績によりまして現年度分の水道料金を計上したものでございます。給水人口の減少や節水意識の向上などにより、給水量は減少しておりまして、昨年度よりも若干の減収となる見込みでございます。次の30ページをお願いいたします。中段の2目他会計補助金、節1他会計補助金につきましては、説明欄上段の総務省通知の繰り出し基準に基づく児童手当分の一般会計繰り入れ36万円と同じく繰り出し基準に基づき算出した旧簡易水道起債償還利子分1,314万4,000円の繰り入れをお願いするものでございます。次に、最下段の4目、長期前受金戻入につきましては、次の31ページをお願いいたします。最上段、右側の節1、長期前受金戻入につきましては、施設整備等の資産取得の際に受け入れました国費や一般会計からの補助金を、資産の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。中ほどの7目資本費繰入収益、節1資本費繰入収益につきましても、先ほどの他会計補助金と同様に、旧簡易水道起債償還元金を総務省通知の繰り出し基準に基づき算出した繰入額となっております。次に、33ページをお願いいたします。予算説明書の収益的収入及び支出の支出の部でございます。1目原水及び浄水費でございますが、取水施設や浄水場の維持管理に伴います経常的な経費でございまして、毎年必要なものを前年度までの実績によりまして計上したものでございます。主なものとしまして、最下段の節3修繕費ですが、修繕費の説明欄の2番目、岡原第2浄水場UF膜の取りかえでございます。これは、原水を膜でろ過する装置ですが、これまでのこれまで薬品を洗浄し、繰り返し使用しておりますが、使用による劣化が進行し、本来の

能力が発揮できなくなるため、10年に1回は装置の新品の交換が必要となっております。全部で3ユニットございますが、今回は1ユニット6本の交換を行いまして、3年に分けて交換するものでございます。34ページをお願いいたします。説明欄の2番目、浄水設備等修繕につきましては、施設の老朽化により設備の不具合が多々発生しているため、過去3年分の修繕実績により急な故障に対しての経費を計上したものでございます。3番目、岡原第2浄水場水中ポンプと、4番目の須恵中央浄水場6ポンプの取りかえでございますが、故障による取りかえ費用を計上しております。最下段の2目配水及び給水費につきましては、配水及び給水にかかる経常経費を計上したものでございまして、次の35ページをお願いいたします。中ほどの節4委託料、説明欄の5番目、川北及び岡原地区漏水調査業務委託でございますが、上地区の免田川から東側の川北地区と、岡原地区全域を対象に、管路総延長約67キロ、個別音調調査約1,780個の漏水調査を行うものでございます。次の36ページをお願いいたします。上段の節6、節6、修繕費でございます。説明欄1番目の配水関連修繕料は、過去3年間の修繕実績により見込まれる配水管の漏水修繕等の経費を計上したものでございます。2番目の給水設備修繕につきましては、過去の漏水調査において給水メーターまでの漏水が確認されたカ所の修繕料でございます。次の量水器交換及びその下の量水器交換に伴う量水器でございますが、8年ごとに量水器の交換を行っておりまして、今回354カ所の更新経費を計上しております。次の節7材料費につきましては、施設維持管理資材としまして、止水栓、量水器ボックス等の購入費用でございます。次の節10、賃借料の説明欄の3番目緊急時給水敷地借上料でございますが、岡原地区、竹野にあります試掘井戸は、災害等の緊急時に予備水源として使用するために土地所有者の方と賃貸借契約を締結いたしました。その土地の借り上げ料でございます。次の37ページをお願いいたします。中ほどの4目総係費でございますが、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしましては、37ページ、38ページになります職員の給与等に係るものでございます。38ページをお願いいたします。中ほどの節7旅費、説明欄の2番目の普通旅費でございますが、現在、水道技術管理者の資格を取得した職員が1名おりますが、令和3年度新たに1名の資格の取得のための研修旅費を計上しております。次の39ページをお願いいたします。節の中ほどの節15、会議負担金、説明欄の1番目の研修会負担金でございますが、先ほど旅費にて説明しました水道技術管理者資格取得のための研修費を計上しております。40ページをお願いいたします。中ほどの5目業務費の節2委託料、説明欄の量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、上水道と下水道の検針業務の業務案分によりまして計上しております。その下の経営戦略策定業務委託につきましては、経営戦略の策定の委託費用を計上しております。今後10年間の収支の均衡のとれた経営計画を策定するものでございます。最下段からの目6減価償却費につきましては、節1有形固定資産減価償却費と次の41ページをお願いいたします。上段の節2無形固定資産減価償却費は、今年度のそれぞれの減価償却費を計上したものでございます。中ほどの7目資産減耗費につきましては、水道施設の更新工事によりまして、除却される資産の減価償却残を計上するものでございます。減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではございません。最下段からの1目支払い利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息につきましては、公営企業債の償還利息でございます。次の42ページをお願いいたします。上段の2目消費税及び地方消費税につきましては、令和3年度の収支見込みによりまして消費税、納付予定額を計上しております。目の下から3段目の2目過年度損益修正損でございますが、これは過年度使用料収入分を漏水等により減免を行った場合等の還付金でございます。収益的収入及び支出の予算は以上でございます。続きまして、44ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。上段の1目企業債、節1企業債については、配水管敷設替や水道設備再整備事業として、須恵地区への送水計画に係る設計委託などの公営企業債でございます。中ほどの1目出資金、節1一般会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に旧簡易水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。

ます。次の1目工事負担金、節1工事負担金の右側の説明の1番目の消火栓工事負担金につきましては、一般会計からの消火栓、工事負担金となっております。水道施設更新工事に伴う設置が5基、免田地区、本町の新設1基と上地区榎田に更新1基で、合計の7カ所分でございます。また、災害時の対策としまして、貯水機能つき給水管設置を計画しております。次に、46ページをお願いいたします。支出の部でございます。目1配水設備整備費の主なものとして、建設担当職員の給与費と最下段の接続工事請負費でございます。工事請負費につきましては、46ページと47ページに記載をしております。47ページ上段をご覧くださいと思います。説明欄の上段の水道施設更新工事につきましては、配水管布設替工事、免田地区3工区で、合計延長1,197メートル、舗装本復旧工事、免田地区6工区、消火栓5カ所の工事費を計上しております。その下の水道施設更新工事に伴う給水工事は、水道施設更新工事カ所の給水工事でございます。全部で42こを予定しております。その下の消火栓新設工事は、免田地区本町2基と、上地区榎田に一基を計画しております。中ほどの節7委託料、説明欄1番目の水道施設更新事業測量設計については、須恵地区への送水ポンプ場の設計、免田地区の14給水施設、配水管工事の設計、吉井浄水場から須恵今村浄水場への送水管工事の設計を計上しております。2番目の水道施設更新事業に伴う給水工事測量設計については、八幡久鹿線の給水工事設計60工区分を計上しております。3番目の貯水機能付給水管設置工事設計委託につきましては、昨年度の豪雨災害時には、各地区で断水が発生しまして、町民生活へ多大な影響を及ぼしたところでございます。災害時の飲料水確保のため、一般会計でも御説明があつておりましたが、4トンの貯水機能を持つ貯水機能つき給水装置の整備を計画しております。今回、県の防災関係の補助金申請を計画しております。設計委託料を計上するものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 会議時間内に議事が終わりそうもありませんので、あらかじめ会議時間を延長します。

●上下水道課長（林 敬一君） その下の節8公有財産購入費につきましては、須恵地区送水ポンプ場用地取得のための費用を計上しております。目の下段の2目営業設備費、節2工具器具及び備品費の説明欄のハンディターミナル機器更新につきましては、現在、水道検針のために使用しております機器が交換の時期を迎えているため、5台の機器を更新するもので、下水道事業と案分し水道事業で3台分を計上しております。2番目の緊急給水タンクにつきましては、災害時及び給水作業時に使用する移動式のステンレス製給水タンクを2基購入する費用を計上しております。次の48ページをお願いいたします。目1企業債償還金でございますが、企業債の償還元金を計上しております。資本金収入及び支出は以上でございます。次の49ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。1番右の欄の当該年度末現在高見込み額は、上水企業債が6億4,203万1,000円。簡易水道企業債が11億8,623万4,000円となる見込みでございます。11ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加額3,759万7,000円。最下段の資金期末残高5億4,349万4,000円となる見込みでございます。次に12ページから17ページにつきましては、企業費の明細関係について記載しております。18ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。量水器検針及び施設管理業務ほか5業務、合計6つの業務につきまして記載をしております。量水器検針及び施設管理業務につきましては、令和元年度にプロポーザルにより契約を行い、令和2年度から4年度までの3カ年間の業務となり、令和3年度以降の予定額は2,007万1,000円となります。19ページをお願いいたします。19ページから21ページは、令和3年度あさぎり町水道事業、本年度予定貸借対照表でございます。19ページ資産の部の最下段、資産合計と21ページの負債資本合計はともに47億1,434万9,432円の見

込みでございます。22ページをお願いいたします。22ページと23ページ注記として重要な会計方針予定貸借対照表に関する注記について記載をしております。24ページをお願いいたします。令和2年度の予定損益計算書でございます。25ページをお願いいたします。最下段当年度未処分利益剰余金は、808万250円の見込みでございます。26ページをお願いいたします。26ページから28ページは、令和2年度の予定貸借対照表でございます。令和3年3月31日で、26ページ資産の部最下段の資産合計と28ページの最下段の負債資本合計はともに46億1,936万5,677円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員(11番 小見田 和行君) 11番です。1点お伺いします。36ページのですね緊急時給水の地の敷地借上料が出ております。これについてですねただ借り上げの土地代だけなのか、要するにこの今後もし仮に使う場合にですねそういう水質を保持しておくためには、途中でやっぱり水を出したりというようなことをしないと、いざというときに前回もやったんですけどかなり泥水が何日間か出たってということで、それがもとにやっぱりいろいろ給水機等に災をしておりますので、途中でその保守管理をする予算は要らないのか、ただ土地だけ借りておくのか。どういう方針なんでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい。昨年の被災時に非常に有効でございましたこの地区水道でございます。昨年度から地権者の方といろいろ協議を、地権者の方に御相談をいたしまして、こういった賃貸借ということで御理解をいただいております。今回は、この賃貸借料ということで計上させていただいております。今御指摘いただきましたようなメンテナンス等につきましては、今の時点ではちょっと想定をしております。また今後そういったことも含めまして検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

### 日程第3 議案第91号

◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第91号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。上下水道中神課長補佐。

●上下水道課課長補佐(中神 啓介君) はい、それでは令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。まずは、2ページから説明させていただきます。第2条業務の予定量は次のとおりとする。年間配水件数、事業所等を含む4,127件、2、年間配水量、失礼しました。年間総配水量114万1,134立方メートル。3、1日平均配水量、3,126立方メートル、4、主要な建設改良事業、污水管渠建設工事業費3,120万7,000円。流域下水道建設負担金事業費1,042万7,000円。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款下水道事業収益6億1,809万7,000円。支出、第1款下水道事業費用5億8,611万2,000円。3ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,797万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、338万3,000円。当年度損益勘定留保資金2億254万1,000円。当年度利益剰余金、処分額3,205万1,000円で補てんするものとする。収入、第1款資本的収入2億2,174万4,000円。支出、第1款資本的支出、4億5,971万9,000円。4ページをご覧ください。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。建設債限度額2,210万円。資本費平準化債9,550万円。合計1億1,760万円。起債の方法、利率、償還につきましては記載のとおりとなっております。第6条

一時借入金の限度額は1,000万円と定める。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。1、営業費用と営業外費用。5ページをお願いいたします。第8条、次に掲げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費2,463万6,000円。第9条、下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3億1,162万3,000円と定める。第10条当年度利益剰余金のうち3,205万1,000円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てんに処分するものとする。詳細につきましては、27ページをお願いいたします。予算書説明の収益的収入及び支出の収入の部でございます。目の3行目、1目下水道使用料、節1突貫下水道使用料、次の節2簡易排水施設利用料、これは令和2年度の下水道使用料の実績によりまして、現年度分の下水道料金を計上したものでございます。次の2目雨水処理負担金、節1雨水処理負担金につきましては、一般会計からの負担金として受け入れるものでございます。次の3目他町村下水道流入負担金、節1他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものでございます。28ページをお願いいたします。目の3段目1目受取利息及び配当金、節2基金利息につきましては、下水道減債基金の利息を計上しています。次の3目国庫補助金、節1突貫下水道国庫補助金につきましては、下水道接続の排水設備設置促進事業費366万円の補助率2分の1を計上しています。次の5目他会計補助金、節1突貫下水道他会計補助金につきましては、さきに説明いたしました雨水処理負担金と同様、総務省通知に基づく基準外繰入金として一般会計からの補助金として受け入れるものでございます。29ページをお願いいたします。最上段の節2簡易排水施設、他会計補助金につきましては、施設の維持管理費にかかる費用で、使用料で賄えない部分について繰り入れをお願いするものでございます。目の2段目の6目長期前受金例につきましては、節1国庫補助金長期前受金戻入、節2県補助金長期前受金戻入、節3分担金長期前受金戻入、これにつきましては、下水道管工事など施設整備に施設整備にて資産取得の際に受け入れました国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却にあわせまして収益化するものでございます。節7そのほか長期前受金戻入につきましては、令和3年度マンホールポンプを更新する4資産分の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。次の30ページをお願いいたします。予算説明書、収益的収入及び支出の支出の部でございます。目の3段目の1目污水管渠費でございますが、下水道施設の維持管理に伴います人件費や経常的な経費でございます。主なものは、次の31ページをお願いいたします。上段の節13委託料の下水道施設委託料でございますが、町内46基のマンホールポンプの保守点検料と、非常通信転送サービス料、また情報配信サービス料、その二つ下の節16修繕費の下水道施設修繕でございますが、下水道管布設後の道路陥没などの補修や、マンホールポンプの故障の修繕を計上しております。次に3目簡易配水施設費につきましては、草津山地区の排水施設の維持管理費に要する経常経費となっております。次、32ページをお願いいたします。目の総務係、失礼しました。総務費につきましては、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしまして、次のページの次のページの節7、2までが法定福利費、引当金繰入額までが職員の給与費にかかるものとなっております。33ページの1番下の節18委託料の総合行政システム保守業務につきましては、下水道会計システムのサポート料と、検針時に使用しますハンディターミナルの年間サポート料を計上しております。次34ページをお願いいたします。上から2番目の節20賃借料の説明欄の1番目総合行政システム賃借料についてでございますが、下水道会計の会計システムの賃借料を計上しております。次、35ページ目をお願いいたします。説明欄の上段の保険料の施設災害共済費でございますが、町内のマンホールポンプの制御盤や水中ポンプ水位計等が落雷等で被害を受けたとき、修繕に対する費用を保険で補うものを補うための共済費を計上しております。項目業務費につきましては、節18委託料の説明欄の量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、上水道と下水道の検針業務の業務案分

によりまして計上しております。その下の経営戦略作成業務委託につきましては、経営戦略の策定の委託費用を計上しております。水道事業と同じように、今後10年間の収支の均衡のとれた経営計画を策定するものでございます。二つ下の節33、排水設備助成金、排水設備設置助成金は、下水道への接続見込み19件分の助成金を計上しております。次、36ページをお願いいたします。6目流域下水道維持管理負担金、節1流域下水道維持管理負担金につきましては、球磨川上流流域下水道の維持管理負担金として令和3年度の計画流入量110万2,271立方メートルの処理費用1億471万5,745円と資本費2,254万5,061円。それと令和2年度が計画流入量111万2,140立方メートルを約8万立方メートル超えると見込まれますので、配水流量の超えた分781万円。3、781万3,085円を合わせまして、1億3,507万4,000円を計上しております。次の7目減価償却費につきましては、節1有形固定資産、節2無形固定資産、それぞれ令和3年度分の減価償却を計上したものでございます。次の8目資産減耗費につきましては、マンホールポンプの更新工事によりまして、除却される資産の除却残を計上するものでございます。水道と同じように減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではございません。最下段の一目支払い利息及び企業債取扱商品につきましては、節1下水道事業債並びに簡易排水事業債の償還利息及び一時借入金を行った場合の利息となっております。37ページをお願いいたします。上段の2目、消費税及び地方消費税につきましては、令和3年度の収支見込みによりまして、消費税納付予定額を計上しております。次の5目過年度損益修正損でございますが、これは過年度使用料収入分につきましては、減免を行う場合の還付金でございます。収益的収入及び支出の予算は以上でございます。続きまして39ページ資本的収入及び支出の部の収入の部でございます。1目下水道事業債、節1下水道事業債につきましては、舗装復旧工事とマンホールポンプ更新工事及び流域下水道建設負担金に係る過疎債と下水道事業債を計上しております。2目資本費平準化債、節1資本費平準化債につきましては、起債償還の財源となるものでございます。下段の1目他会計出資金、節1他会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に下水道事業債の償還や、建設事業費に充てることとなっております。次、40ページをお願いいたします。1目国庫補助金、節1突貫下水道国庫補助金につきましては、舗装復旧工事分950万円とマンホールポンプ更新事業410万円分合わせまして1,360万円分を計上しております。次の1目突貫下水道分担金、節1突貫下水道分担金につきましては、下水道接続に伴う分担金で、新築等による一括納付10件分を加えた額で計上しております。二つ目の下、二つ下の1目基金繰入金、節1基金繰入金につきましては、減債基金の一部を取り崩しまして起債償還の財源にするものでございます。次41ページをお願いいたします。1目污水管渠建設費の主なものとしたしまして、節19工事請負費でございますが、舗装復旧工事4カ所、マンホールポンプ工事更新工事2カ所及び新築等で依頼があった場合の新規公共污水ます設置工事10カ所を予定しております。4目固定資産購入費、節1工具器具及び備品費の説明欄のハンディーターミナル更新につきましては、水道と同じ理由でございまして、検針のための機器でございますが、交換の時期を迎えております。5台のうち2台分を下水道事業で購入するという事で計上しております。5目流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金につきましては、球磨川上流浄化センターの浸水及び耐水対策工事や下水道管路の点検調査、災害対応機材の備蓄等を予定されており、あさぎり町分の負担分を計上しております。次、42ページをお願いいたします。1目建設改良企業、建設改良企業債元金償還金、節1建設改良企業債元金償還金についてですが、特定環境保全公共下水道事業と簡易排水施設整備事業、失礼しました。簡易排水施設事業に係る元金償還金を計上しております。次の1目基金積立金、節1基金積立金につきましては、減債基金積立金の利子配当金を計上しております。資本的収入及び支出は以上でございます。次の43ページをお願いいたします。失礼しました。43ページをご覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しています。1番右の欄の当該年度末現

在高見込み額は、建設債が26億6,669万4,000円、平準化債が15億7,435万6,000円。簡易排水施設事業債が、ごせ、失礼しました。594万3,000円。災害復旧事業債が160万円となる見込みでございます。それでは、ページを戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増額額179万7,000円。最下段の資金、資金期末残高7,980万円となる見込みでございます。次の12ページから17ページにつきましては、給与の明細関係について掲載をしております。18ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ維持管理業務ほか6業務、合計7つの業務につきまして記載しております。最下段の量水器検針及び施設管理業務につきましては、水道事業と合わせまして令和元年度にプロポーザルにより契約を行い、令和2年度から4年度までの年間の業務となり、令和3年度以降の予定額は623万5,000円となります。19ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町下水道事業当年度予定貸借対照表でございます。19ページの下から3番目の資産合計20ページ最下段の資本、失礼しました。負債資本合計はともに107億4,683万6,638円の見込みでございます。21ページをお願いいたします。21ページと22ページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記が記載しております。23ページをお願いいたします。令和2年度の予定損益計算書でございます。24ページをお願いいたします。最下段、当年度末処理利益剰余金は6,336万8,561円の見込みでございます。25ページをお願いいたします。令和2年度の予定貸借対照表でございます。令和3年3月31日で25ページの下から3番目の資産合計と26ページの最下段負債資本合計はともに110億7,577万5,530円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 39ページの、資本費平準化債償還財源というふうな御説明をいただきました。要するに起債の借りかえというふうに理解しますが、この資本平準化債は、今制度上必ず起債を起さなければならぬという制度になっておりますか、ちょっとその付近の確認をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。資本費平準化債でございますが、必ずからなければならぬというものではございません。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） これはもう私も以前からちょっとずっと疑問に思ってるんですが、企業債あるいは過疎債、特に過疎債ですね。過疎債の償還をしたら交付税措置7割でございます。そしてそれをまた借りかえで平準化債に変えた場合に、平準化債はたしか今5割ですかね、交付税措置は、7割と5割の2割の差ですね、それをちょっと言葉悪いですけど先くいするんですよ。後年度に過疎債の交付税措置分のメリットは全然残っていかない。要するに過疎債に関して言えば、後年度に今現世代から後年度に負担を先送りしている。これは単純に償還期間を延ばしているだけじゃない。というような構造になると私は理解してるんですよ。ですから今ちょっと最初に確認したですね、平準化債は必ずしも借入を借換をしなければならないんであれば、少なくとも過疎債の分についてはですね、平準化債の適用はしないほうが世代間のですね公平感は保たれるというふうに私は思いますが、その点どのようにお考えで今行っておられるか、ただ、もう既にそういった平準化債制度が入ってきた段階で、これも有利だから、現今が、今が財政的に楽だからこれがいいという考えでいったときにさっき言ったようにですね結果的に後年度の皆さんのほうの財政負担が増えるというふうな理解を私はしてます。ですから私はこれはさっき言いましたように過疎債の借り換えに関しては少なくともやめるべきでないかというのは意見を持っておりますが、その点いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。資本費平準化債につきましては、これも上下水道課内におきましてもできましたらですね、借らずに経営していくことができましたら、もう借らずにおいたほうがいいものなんだがというような、課内でも協議、検討しているところでございます。一方でこの、来年度でも9,550万ということで計上しておりますが、御指摘、御質問にもありましたとおり、交付税措置がですね50%ありということが1点でございます。あとそのこの9,550万をもし借りなかったとした場合には、この金額をですね、どうにかして手当てをせんといかんという状況になってまいります。今現在その上下水道、下水道使用料につきましては、年間の1億8,000万ほど料金収入があると思っておりますけれども、例えば、料金を1.5倍上げまして、この上げたとしましたら、この借りる分ぐらいはですね、賄えるのではないかと、単純な話でございますが、そういった考えを持っております。ただそのなかなかそのような急激な料金を上げるということも非常に難しゅうございます。そういったところでまた今回の新年度で、経営戦略を策定するというところでございますが、そういったところも十分考えながら計画を立てていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 球磨川上流流域下水道ができて、この下水道事業の資本費平準化債を取り組んだいきさつはですね、過疎債でやると12年ですかね、基本的には下水道使用料金で起債の返還をするとか企業会計ですので、この下水道は非常に耐用年数が長いということで国の制度としてこの資本費平準化債ができたわけですが、全部の自治体に共通するわけじゃなくて、12年で返済ができない使用料金の返済ができない場合はこれを管理して、30年とか40年のスパンの中で利用料金で賄うという制度ですので、必ずしも強制的でもないし、自治体の各自自治体の財政状況によって取り組んで、今は合併してからもうずっとですね合併する以前からこの資本平準化取り入れたわけですが、今はちょっと今の財政状況の中ではですね、御指摘のように検討する価値はあるかと思いますが、一応取り組んだ初期の目的はそうございました。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい平準化債の意味というか、価値というかは私も理解しているところです。それで、ここで申し上げているのは、結果と、さっきも言いましたけど、結果としてただ償還期間が延びるだけでなくですね過疎債分については、さっきも言いましたけど、7割の交付税措置のうちの5割とに差を2割をですね、今先食いをして、言葉は悪いですけど後年度の方には過疎債のメリットないんですよ。その差がですね、平準化債との住み替えですから、今ですね、現世代が負担するか後年度の世代が負担するかのときに不公平感が出てくると私は思っています。この制度先ほど今副町長おっしゃいましたように下水道事業期間が物すごく長いのですから、その付近の世代間の公平感というのは、制度的にきちんとしたほうがいいんじゃないかと思えます。当然そうであればですよ、今の負担が増えますから、使用料が高くなる、使用料なかなか現実的に増やせないから結果論ですけど一般会計繰り出しになってしまうと思うんですけども、それも含めてですね考えていっていいんじゃないかと私は思います。そうしないと、逆に下水道事業もほかのライフラインと一緒に、また30年40年いったらですねそこにまた投資が必要になってくる。再整備と申しますか、あるいはそれをもっと早く来る。その時にその負担も後世の世代にかかってくると思うんですよ。当然ですから少なくとも今の整備した分の少なくともその分に関しての世代間の不公平をですねなくしたような仕組みをつくっておくべきでないかというのは、私の考えでございます。これはもう、この場でパッとどうこうする話ありますので、ぜひできればですね御検討いただく必要があるんじゃないかと私は思っているところであります。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 最初取り組んだのも国の指導といいますか、こういう方法がありますよということ

でいい制度だということになったわけですが、今になってみるとですね、一たんこう検討する価値はあるかなと思いますので、一応検討させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。明日12日と15日については、委員会等の開催のため、また明後日13日と14日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって明日12日と15日については委員会等の開催のため、また明後日13日と14日は休日のため休会にしたいと思います。以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後5時39分 散会